

令和8（2026）年度 第1回 多文化共生推進委員会

－都における多文化共生社会の推進に向けて－



目次

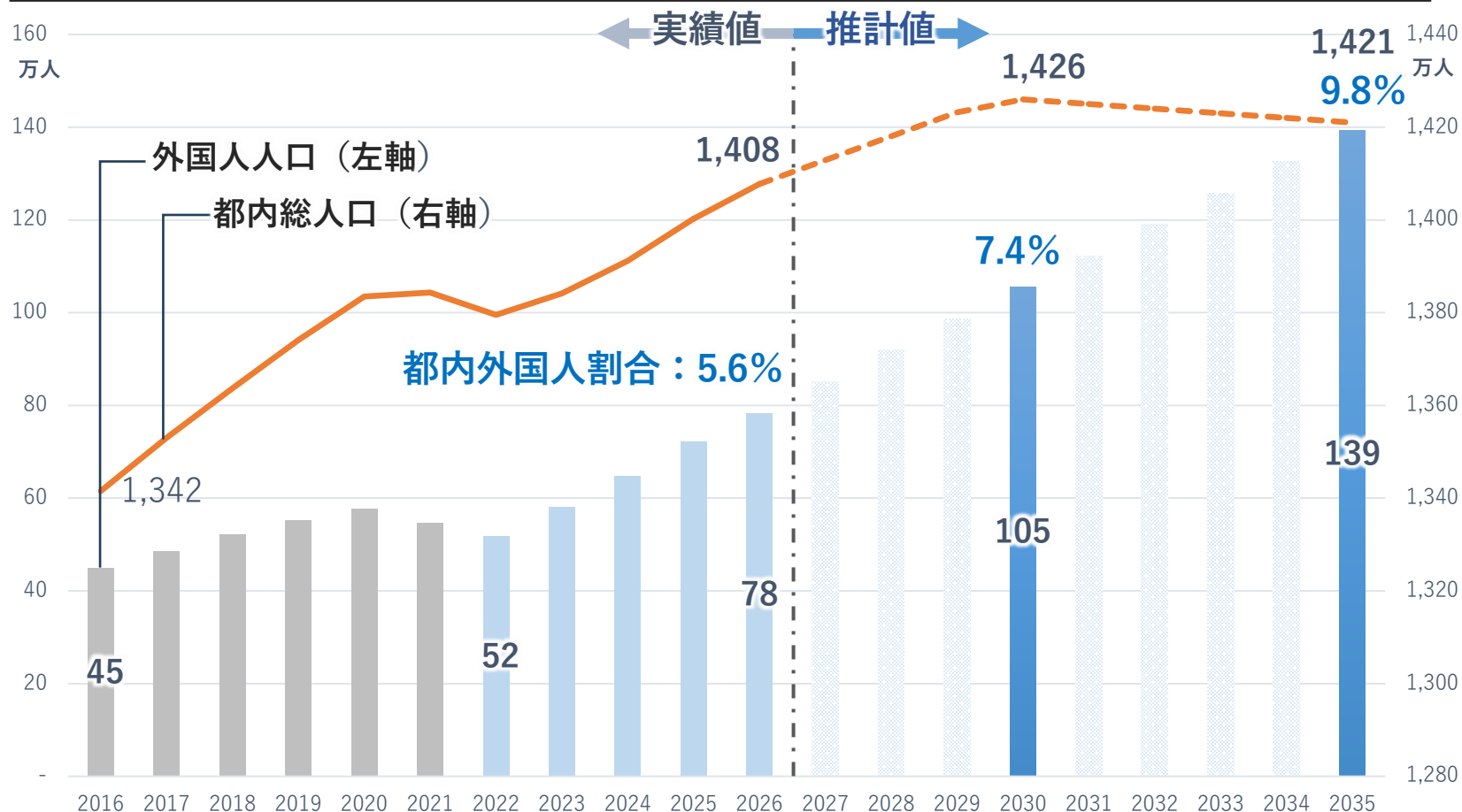
01	都における在住外国人の状況等	P 3
	(1) 都内人口（年次推移、年齢別人数、令和7年中の移動者数）	P 3
	(2) 国籍・在留資格	P10
	(3) 都・国の動向	P18
02	議 題 令和8年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	(1) 情報発信ルートづくり事業	P29
	(2) 情報発信強化事業	P31
	(3) 多文化キッズ支援者研修	P33
	(4) 外国人のための防災体験ツアー	P36
	(5) 地域日本語教育に係る調査	P38
参考	令和7年度第2回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

目次

01	都における在住外国人の状況等	P 3
	(1) 都内人口（年次推移、年齢別人数、令和7年中の移動者数）	P 3
	(2) 国籍・在留資格	P10
	(3) 都・国の動向	P18
02	議 題 令和8年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	(1) 情報発信ルートづくり事業	P29
	(2) 情報発信強化事業	P31
	(3) 多文化キッズ支援者研修	P33
	(4) 外国人のための防災体験ツアー	P36
	(5) 地域日本語教育に係る調査	P38
参考	令和7年度第2回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

- 都内の在留外国人は、2022年度以降増加で推移し、人口・割合ともに4年連続で過去最多を更新（26年1月時点）
- 仮に、2022年度以降の増加ペースが継続した場合、2035年にその割合は約1割に到達
- 同様の推計を区市町村単位で実施した場合、2035年に新宿区では約3割、豊島区等では2割前後に到達

都内在留外国人割合の実績と推計（2022年度以降の外国人人口の増加ペースが継続したと仮定）



参考)

2035年の区市別外国人割合の推計
(2022年度以降の増加ペースが継続したと仮定)

上位5区	2035年
新宿区	25%
豊島区	22%
荒川区	19%
北区	18%
台東区	16%
上位5市	2035年
福生市	18%
羽村市	8%
西東京市	6%
昭島市	6%
立川市	6%

● コロナ禍以後（2022年と26年の比較）は、全ての区・市で外国人人口が約3割以上増加、外国人割合も増加

外国人人口と増加率、割合の推移（2022～26年）

	外国人人口		外国人増加数・増加率		外国人割合		
	2022年	2026年	2022～26 増加数	2022～26 増加率	2022年	2026年	2022～26 増加ポイント
千代田区	2,814	4,344	1,530	54.4%	4.2%	6.3%	2.1%
中央区	8,062	13,594	5,532	68.6%	4.7%	7.1%	2.4%
港区	16,929	23,901	6,972	41.2%	6.6%	8.9%	2.3%
新宿区	33,907	51,357	17,450	51.5%	9.9%	14.5%	4.6%
文京区	9,746	17,094	7,348	75.4%	4.3%	7.2%	2.9%
台東区	13,896	21,346	7,450	53.6%	6.8%	9.8%	3.0%
墨田区	11,892	17,806	5,914	49.7%	4.3%	6.2%	1.9%
江東区	29,275	41,387	12,112	41.4%	5.6%	7.6%	2.0%
品川区	12,538	17,988	5,450	43.5%	3.1%	4.3%	1.2%
目黒区	8,794	12,260	3,466	39.4%	3.2%	4.3%	1.1%
大田区	23,102	34,516	11,414	49.4%	3.2%	4.6%	1.4%
世田谷区	21,028	30,772	9,744	46.3%	2.3%	3.3%	1.0%
渋谷区	9,779	13,280	3,501	35.8%	4.3%	5.8%	1.5%
中野区	15,759	27,145	11,386	72.3%	4.7%	7.9%	3.2%
杉並区	15,203	25,275	10,072	66.3%	2.7%	4.3%	1.6%
豊島区	24,200	38,584	14,384	59.4%	8.5%	13.0%	4.5%
北区	21,470	35,296	13,826	64.4%	6.1%	9.6%	3.5%
荒川区	17,570	25,576	8,006	45.6%	8.2%	11.4%	3.2%
板橋区	25,663	41,160	15,497	60.4%	4.5%	7.1%	2.6%
練馬区	18,829	29,662	10,833	57.5%	2.6%	4.0%	1.4%
足立区	33,138	48,290	15,152	45.7%	4.8%	6.9%	2.1%
葛飾区	21,630	32,541	10,911	50.4%	4.7%	6.9%	2.2%
江戸川区	35,220	52,771	17,551	49.8%	5.1%	7.6%	2.5%
区部全体	430,444	655,945	225,501	52.4%	4.5%	6.7%	2.2%

参考	2022年	2026年
全国	2,704,341人	4,031,159人

（単位：人）

	外国人人口		外国人増加数・増加率		外国人割合		
	2022年	2026年	2022～26 増加数	2022～26 増加率	2022年	2026年	2022～26 増加ポイント
八王子市	12,821	18,712	5,891	45.9%	2.3%	3.3%	1.0%
立川市	4,723	6,591	1,868	39.6%	2.6%	3.5%	0.9%
武蔵野市	3,083	4,327	1,244	40.4%	2.1%	2.9%	0.8%
三鷹市	3,516	5,219	1,703	48.4%	1.8%	2.7%	0.9%
青梅市	2,037	3,460	1,423	69.9%	1.6%	2.7%	1.1%
府中市	5,106	6,922	1,816	35.6%	2.0%	2.6%	0.6%
昭島市	2,736	3,934	1,198	43.8%	2.4%	3.4%	1.0%
調布市	4,385	6,217	1,832	41.8%	1.8%	2.6%	0.8%
町田市	7,259	10,946	3,687	50.8%	1.7%	2.5%	0.8%
小金井市	2,687	4,135	1,448	53.9%	2.2%	3.3%	1.1%
小平市	4,838	6,877	2,039	42.1%	2.5%	3.5%	1.0%
日野市	3,235	4,517	1,282	39.6%	1.7%	2.4%	0.7%
東村山市	3,008	4,663	1,655	55.0%	2.0%	3.1%	1.1%
国分寺市	2,526	3,603	1,077	42.6%	2.0%	2.8%	0.8%
国立市	1,657	2,183	526	31.7%	2.2%	2.9%	0.7%
福生市	3,382	5,100	1,718	50.8%	6.0%	9.0%	3.0%
狛江市	1,302	1,922	620	47.6%	1.6%	2.3%	0.7%
東大和市	1,208	1,551	343	28.4%	1.4%	1.8%	0.4%
清瀬市	1,308	1,934	626	47.9%	1.7%	2.6%	0.9%
東久留米市	2,242	3,265	1,023	45.6%	1.9%	2.8%	0.9%
武蔵村山市	1,786	2,334	548	30.7%	2.5%	3.3%	0.8%
多摩市	2,700	4,034	1,334	49.4%	1.8%	2.7%	0.9%
稲城市	1,506	2,223	717	47.6%	1.6%	2.4%	0.8%
羽村市	1,402	2,245	843	60.1%	2.6%	4.2%	1.6%
あきる野市	1,042	1,657	615	59.0%	1.3%	2.1%	0.8%
西東京市	4,643	7,257	2,614	56.3%	2.3%	3.5%	1.2%
市部全体	86,138	125,828	39,690	46.1%	2.1%	3.0%	0.9%

東京都全体	517,881	783,701	265,820	51.3%	3.8%	5.6%	1.8%
-------	---------	---------	---------	-------	------	------	------

（出典）東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

01 都内人口 | 年齢階級別の外国人人口、割合

- 都内人口において外国人人口が占める割合は、20歳から39歳までの層が比較的高い状況
- 外国人人口単体で見ても、20歳から39歳までが外国人人口全体の過半数を占める状況（約56%）

（単位：人）

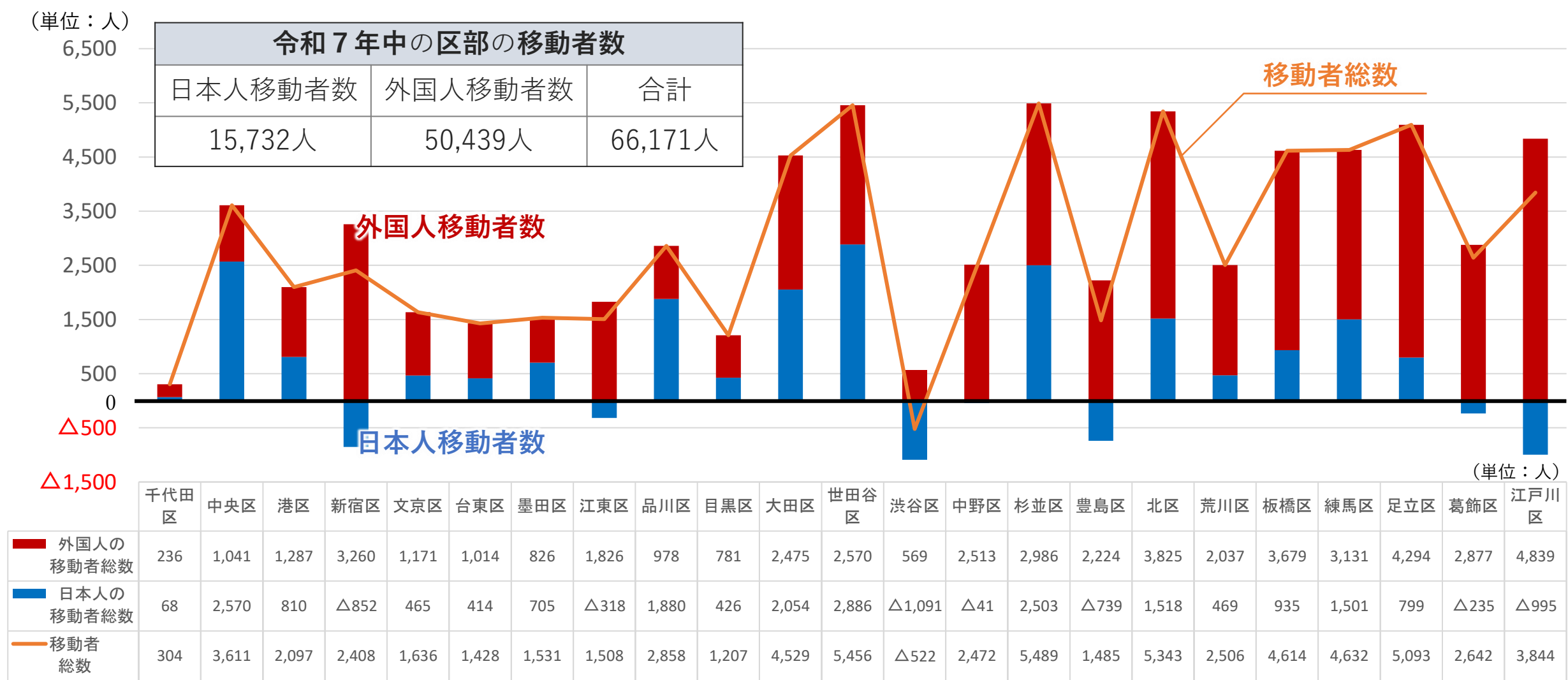
年齢階級	東京都全体			区 部			市 部		
	日本人	外国人	外国人割合	日本人	外国人	外国人割合	日本人	外国人	外国人割合
0～4	424,220	21,252	4.8%	296,382	17,610	5.6%	126,021	3,601	2.8%
5～9	490,767	21,897	4.3%	329,270	18,454	5.3%	158,886	3,407	2.1%
10～14	524,994	21,096	3.9%	346,439	18,018	4.9%	175,356	3,047	1.7%
15～19	536,003	35,353	6.2%	343,882	30,553	8.2%	188,853	4,738	2.4%
20～24	698,840	113,324	14.0%	480,757	93,116	16.2%	215,335	19,930	8.5%
25～29	925,093	131,267	12.4%	708,668	110,325	13.5%	213,712	20,636	8.8%
30～34	875,966	106,851	10.9%	659,417	90,767	12.1%	213,669	15,828	6.9%
35～39	839,769	84,763	9.2%	608,140	72,075	10.6%	228,060	12,528	5.2%
40～44	916,037	64,626	6.6%	651,999	54,858	7.8%	259,773	9,640	3.6%
45～49	992,144	48,631	4.7%	695,036	40,758	5.5%	292,236	7,750	2.6%
50～54	1,115,308	38,708	3.4%	766,234	31,904	4.0%	343,123	6,678	1.9%
55～59	1,000,060	33,035	3.2%	677,771	26,709	3.8%	317,032	6,186	1.9%
60～65	833,227	25,284	2.9%	557,475	20,377	3.5%	271,040	4,797	1.7%
65以上	3,121,423	37,614	1.2%	2,019,308	30,421	1.5%	1,075,243	7,062	0.7%
総数	13,293,851	783,701	5.6%	9,140,778	655,945	6.7%	4,078,339	125,828	3.0%

- 20歳から39歳までの外国人人口：436,205人
- 全体（783,701人）に占める割合：約56%

（出典）「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和8年1月）」

01 都内人口 | 区部の移動者数（令和7年中）

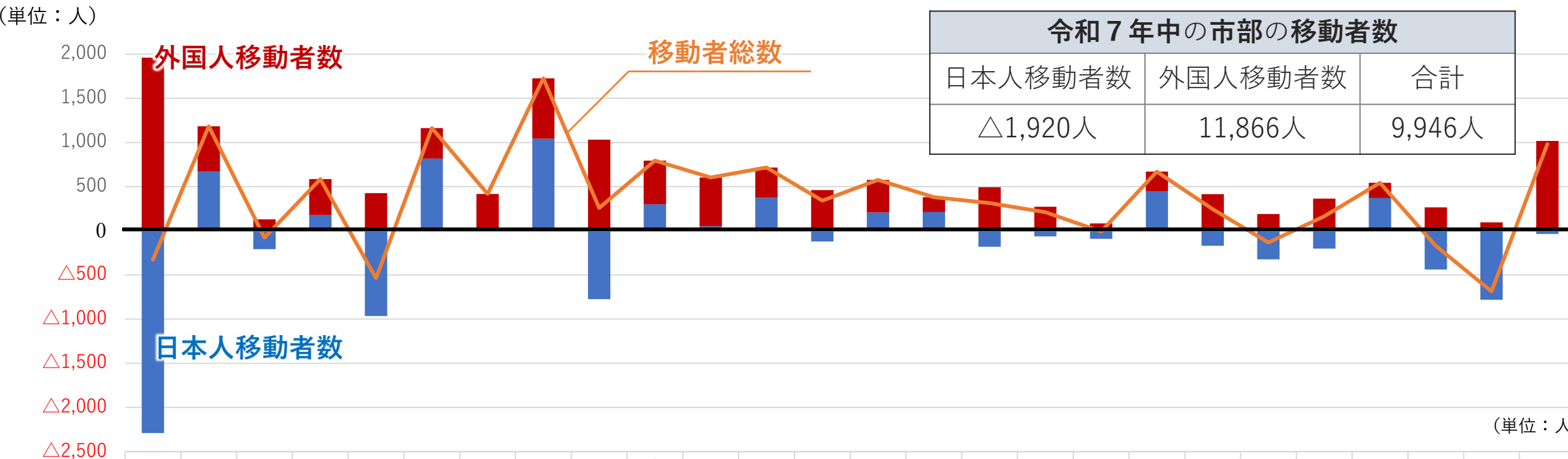
- 令和7年中の区部の移動者数※は、外国人移動者数は全区で増加しているが、日本人移動者数は一部の区で減少
 - 移動者総数（日本人移動者数＋外国人移動者数）は、渋谷区を除き増加
- ※移動者数：転入者数と転出者数の差し引き



(出典) 東京都総務局「人口の動き（令和7年中）」

01 都内人口 | 市部の移動者数（令和7年中）

- 令和7年中の市部の移動者数は、外国人移動者数は全市で増加しているが、日本人移動者数は半数程度の市で減少
- 移動者総数（日本人移動者数＋外国人移動者数）は約3割の市で減少



	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市
外国人の移動者総数	1,962	513	131	408	428	345	379	683	1,031	496	552	342	461	368	168	494	272	84	226	415	191	365	173	266	96	1,017
日本人の移動者総数	△2,29	670	△207	178	△964	819	38	1,043	△773	300	53	375	△120	208	213	△180	△62	△91	445	△170	△323	△201	372	△437	△781	△35
移動者総数	△328	1,183	△76	586	△536	1,164	417	1,726	258	796	605	717	341	576	381	314	210	△7	671	245	△132	164	545	△171	△685	982

- 都内における外国人移動者数増加の最大要因は、「国外からの転入者」（＝海外からの入国）

東京都の外国人移動者数の内訳

増減要因	令和7年中
転出入者数（国内）	△1,599
転出入者数（国外）	88,224
出生・死亡者数	2,910
その他（帰化等）	△2,763
その他（その他）	△24,293
計	62,479

（増減要因の内訳）

（単位：人）

増要因	令和7年中	減要因	令和7年中
転入者数（国内）	134,127	転出者数（国内）	135,726
転入者数（国外）	129,942	転出者数（国外）	41,718
出生者数	4,078	死亡者数	1,168
その他（国籍喪失）	21	その他（帰化等）	2,784
その他（その他）	2,652	その他（その他）	26,945
計	270,820	計	208,341

（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和8年1月1日現在）」

目次

01	都における在住外国人の状況等	P3
	（１）都内人口（年次推移、年齢別人数、令和7年中の移動者数）	P3
	（２）国籍・在留資格	P10
	（３）都・国の動向	P18
02	議題 令和8年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	（１）情報発信ルートづくり事業	P29
	（２）情報発信強化事業	P31
	（３）多文化キッズ支援者研修	P33
	（４）外国人のための防災体験ツアー	P36
	（５）地域日本語教育に係る調査	P38
参考	令和7年度第2回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

● 国籍別の増加数は、近年、ネパール、ベトナム、ミャンマーなどで顕著

- 都内在住者の国籍は多様化しており、出身は188の国・地域（令和8年1月現在）に到達
 - ①中国(38%) ②韓国(12%) ③ネパール(8%) ④ベトナム(7%)、⑤ミャンマー(5%)
 - ⑥フィリピン(5%) ⑦台湾(3%) ⑧米国(3%) ⑨インド（3%） ⑩インドネシア（2%）

東京都の外国人人口(2026年)

国（地 域）	総 数	中 国	韓 国	ネ パ ー ル	ベ ト ナ ム	ミ ャ ン マ ー	フ ィ リ ピ ン	台 湾	米 国	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア	そ の 他	(単位:人)	
													前 年 同 月 と の 比 較	
													総 数	増 減 数
総 数	783,701	299,831	90,766	63,281	57,340	39,198	37,651	24,550	22,465	20,003	15,909	112,707	721,223	62,478
対2022年増加率	51%	47%	9%	158%	67%	260%	16%	42%	30%	53%	115%	52%	-	-

ネパール：家族滞在、留学で
全体の6割。若者の留学が増加

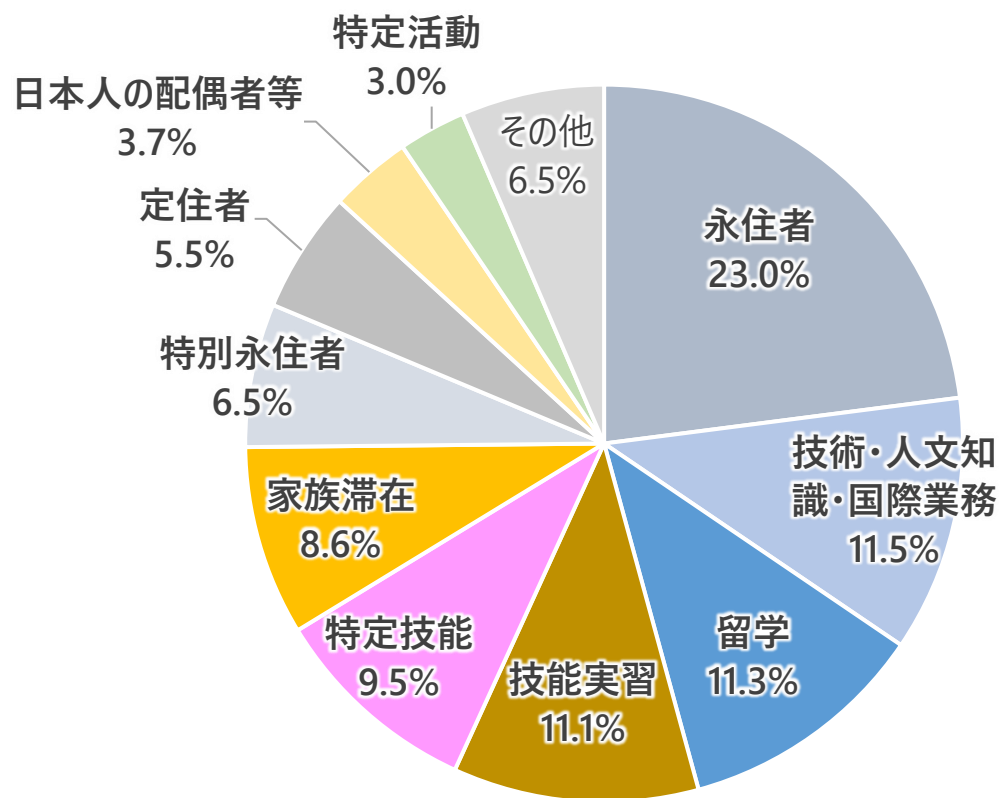
ミャンマー：
若者の留学、就労が増加

東京都の外国人人口(2022年)

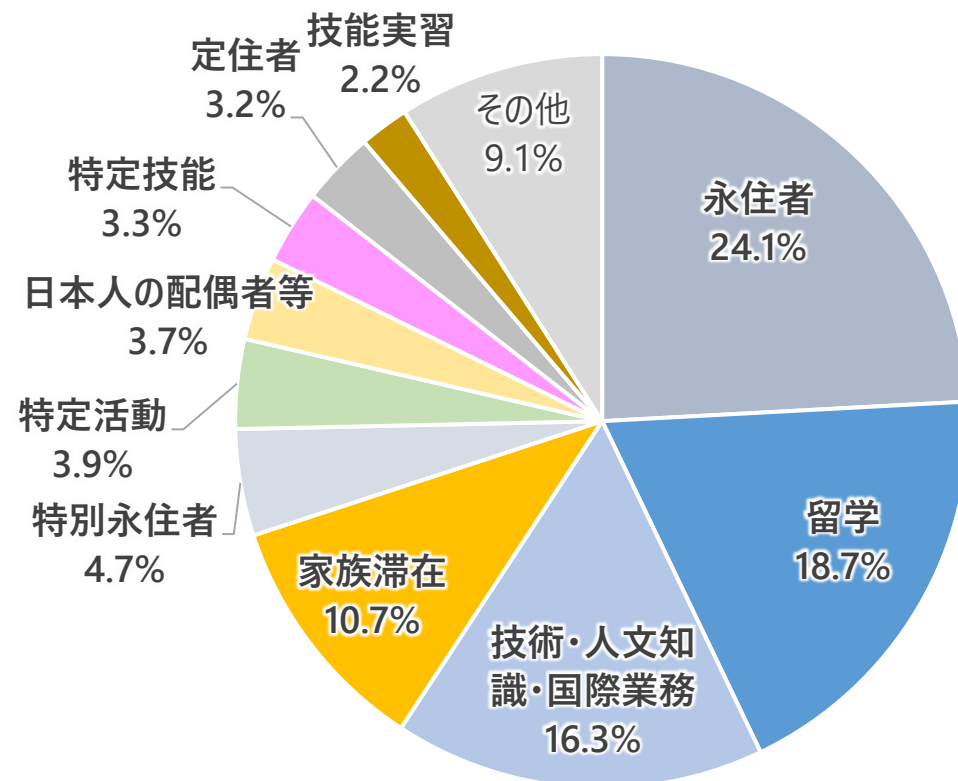
国（地 域）	総 数	中 国	韓 国	ベ ト ナ ム	フ ィ リ ピ ン	ネ パ ー ル	台 湾	米 国	イ ン ド	ミ ャ ン マ ー	タ イ	そ の 他	(単位:人)	
													前 年 同 月 と の 比 較	
													総 数	増 減 数
総 数	517,881	203,348	83,171	34,388	32,523	24,482	17,297	17,223	13,049	10,883	7,373	74,144	546,436	△ 28,555

- **全国**では、**永住者**に続き、産業を支える**就労系資格**の割合が相対的に高い。
- 一方、**東京都**は、**永住者**に続き、教育機関が集積する都市の特性から**留学生**や、企業等に属する**技人国**や**家族滞在等**の割合が高く、**人材が多様化**

全国における外国人の在留資格構成比



東京都における外国人の在留資格構成比

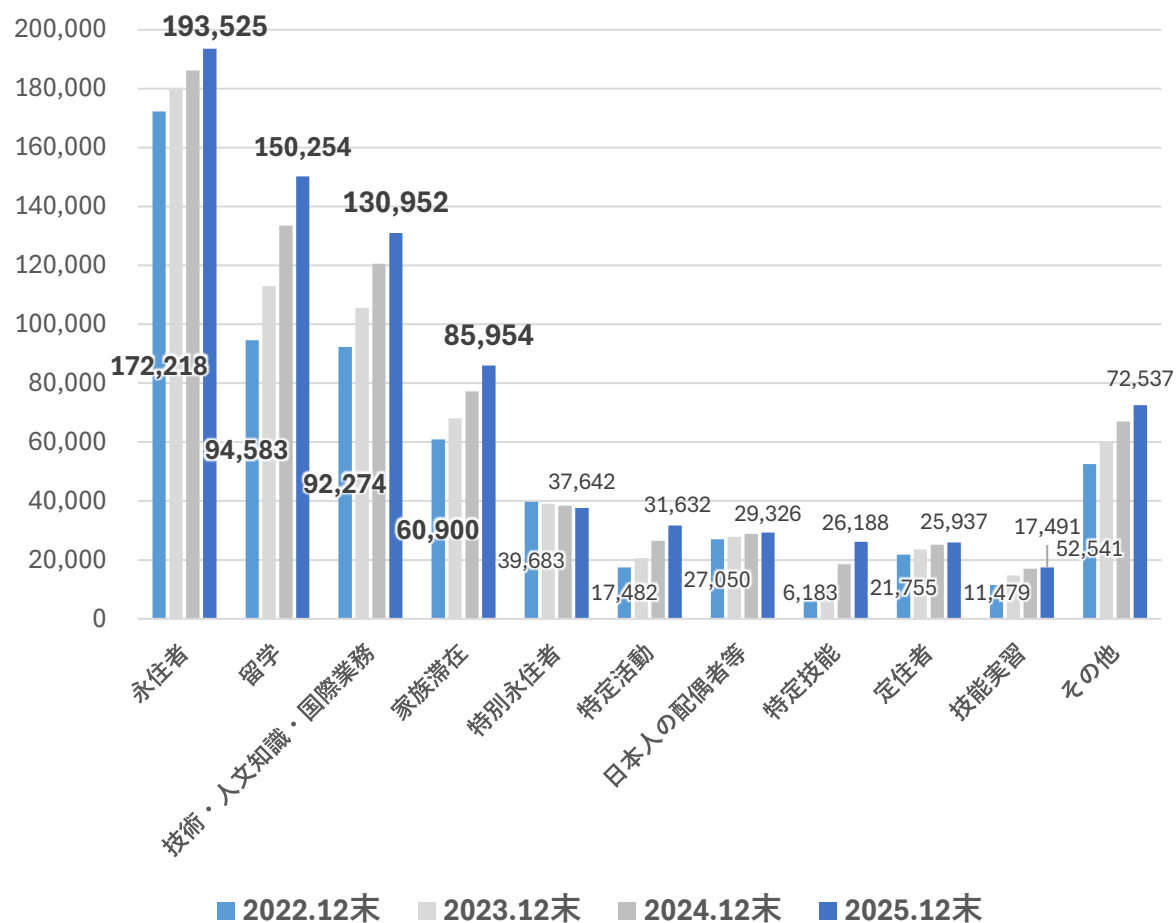


01 国籍・在留資格 | 都内の在留資格別の人口・増加率の推移

- 2022年から25年までの在留資格別の人口推移では、**留学**、**技・人・国**、**家族滞在**の増加が顕著
- 一方、人口増加率の推移では、**特定技能**の増加率が突出

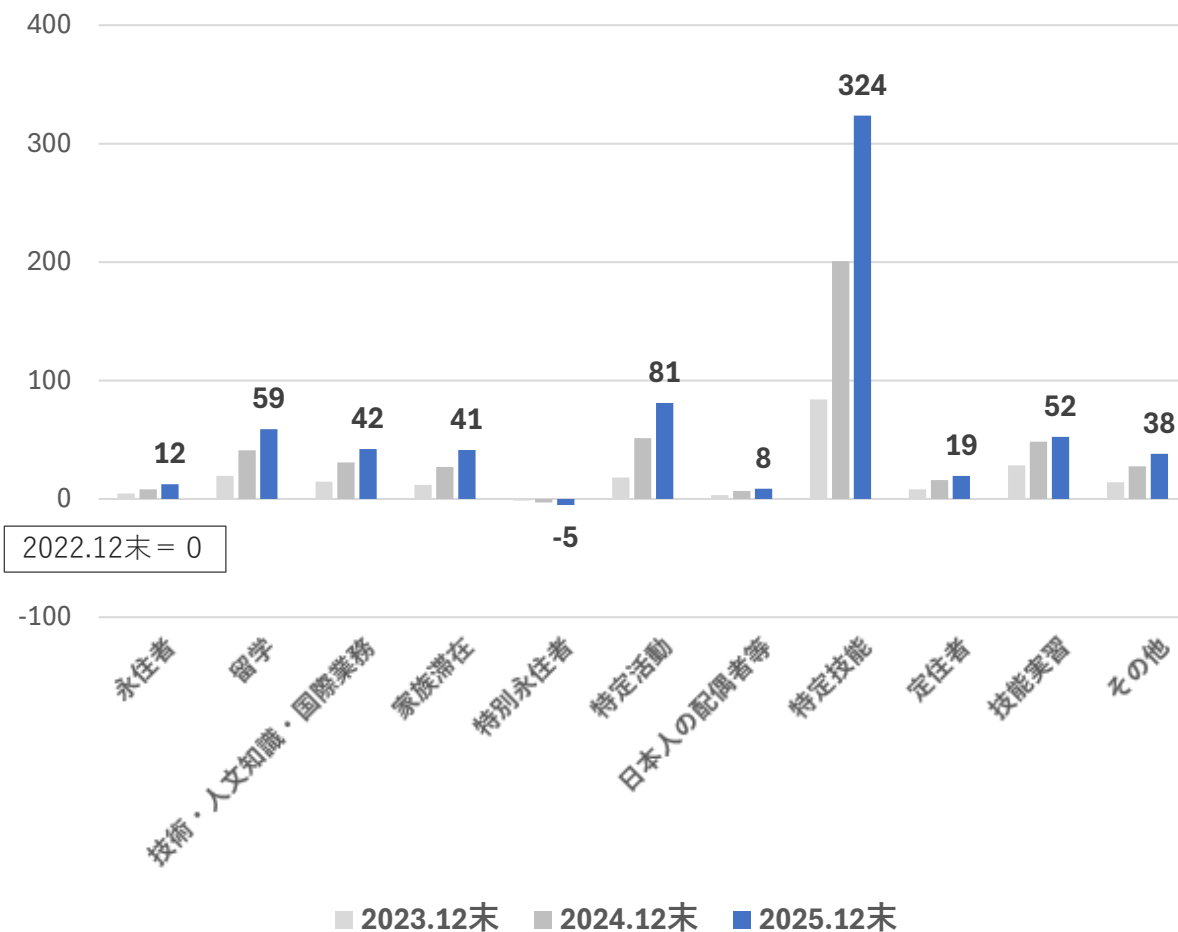
在留資格別の人口推移

(単位：人)



在留資格別の人口増加率の推移 (2022年12月末基準)

(単位：%)



● 主要な在留資格※を国籍別で全国と東京都を比較した場合、国籍による目立った違いは確認されない。

全国と東京都における在留資格別国籍別構成の比較（上位3か国）(単位：人)

在留資格※	全 国			東京都		
永住者	中国:357,565	フィリピン:143,784	ブラジル:117,593	中国:96,682	韓国:22,965	フィリピン:17,511
留学	中国:148,151	ネパール:116,151	ベトナム:47,145	中国:71,914	ネパール:21,237	ベトナム:13,988
技術・人文知識・国際業務	ベトナム:121,079	中国:117,314	ネパール:48,813	中国:49,380	韓国:13,925	ベトナム:11,328
家族滞在	中国:93,581	ベトナム:76,958	ネパール:72,978	中国:30,451	ネパール:19,770	ベトナム:6,998
特別永住者	韓国:241,712	朝鮮:21,769	台湾:1,000	韓国:32,857	朝鮮:3,997	米国:244
特定活動	ミャンマー:36,113	ベトナム:16,530	中国:12,944	ミャンマー:14,211	中国:4,550	韓国:2,747
日本人の配偶者等	中国：26,617	フィリピン：26,119	ブラジル：14,166	中国:6,558	米国:3,685	フィリピン:3,221
特定技能	ベトナム：164,352	インドネシア：86,955	ミャンマー：44,523	ベトナム:10,307	ミャンマー:5,270	インドネシア:3,513

※都内上位8資格

凡例：

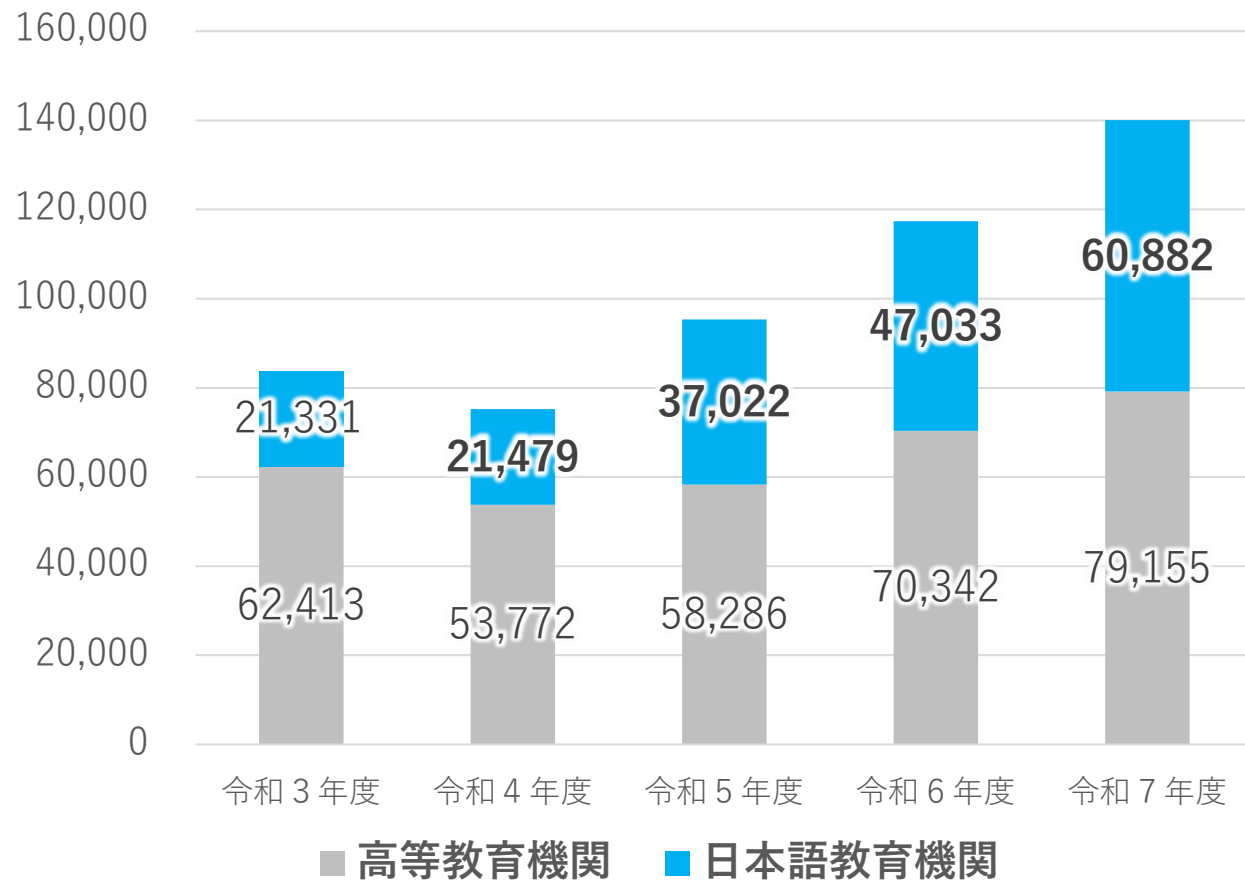
国籍と順位の両方が同じ

国籍は同一だが、順位が異なる

- 留学生は、令和 4 年度以降**毎年増加**
- 留学生を受け入れる**高等教育機関**（全国の約 3 割）に加え、**近年、日本語教育機関**（同約 4 割）の増加が**顕著**

留学生数の増加推移

（単位：人）



※在籍者ベースのため、他県から都内に通学する留学生も数に含む。

※高等教育機関 = （大学院 + 学部・短期大学・高等専門学校 + 専修学校（専門課程） + 準備教育課程）

日本語教育機関に在籍する留学生数の全国比

（単位：人）

年度	全国	東京都	全国に占める 東京都の割合
令和 7 年度	140,174	60,882	43.4%

高等教育機関に在籍する留学生数の全国比

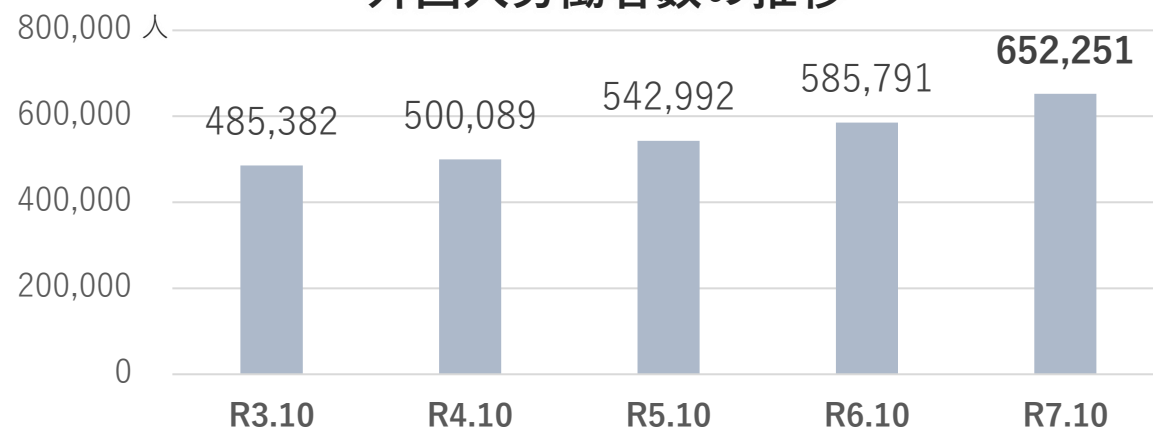
（単位：人）

年度	全国	東京都	全国に占める 東京都の割合
令和 7 年度	267,895	79,155	29.5%

（出典）日本奨学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」

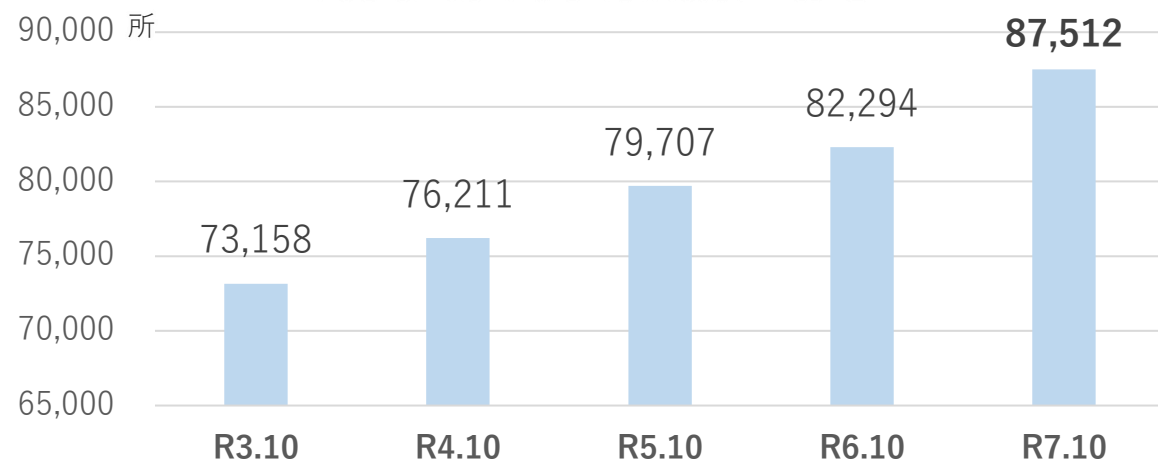
- 都内の外国人労働者数、外国人雇用事業所数はともに毎年増加

外国人労働者数の推移



※事業所ベースのため、他県から都内に通勤する就労者も数に含む。

外国人雇用事業所数の推移



都内の外国人労働者数の全国比

(単位：人)

年度	全国	東京都	全国に占める 東京都の割合
令和 7 年度	2,571,037	652,251	25.4%

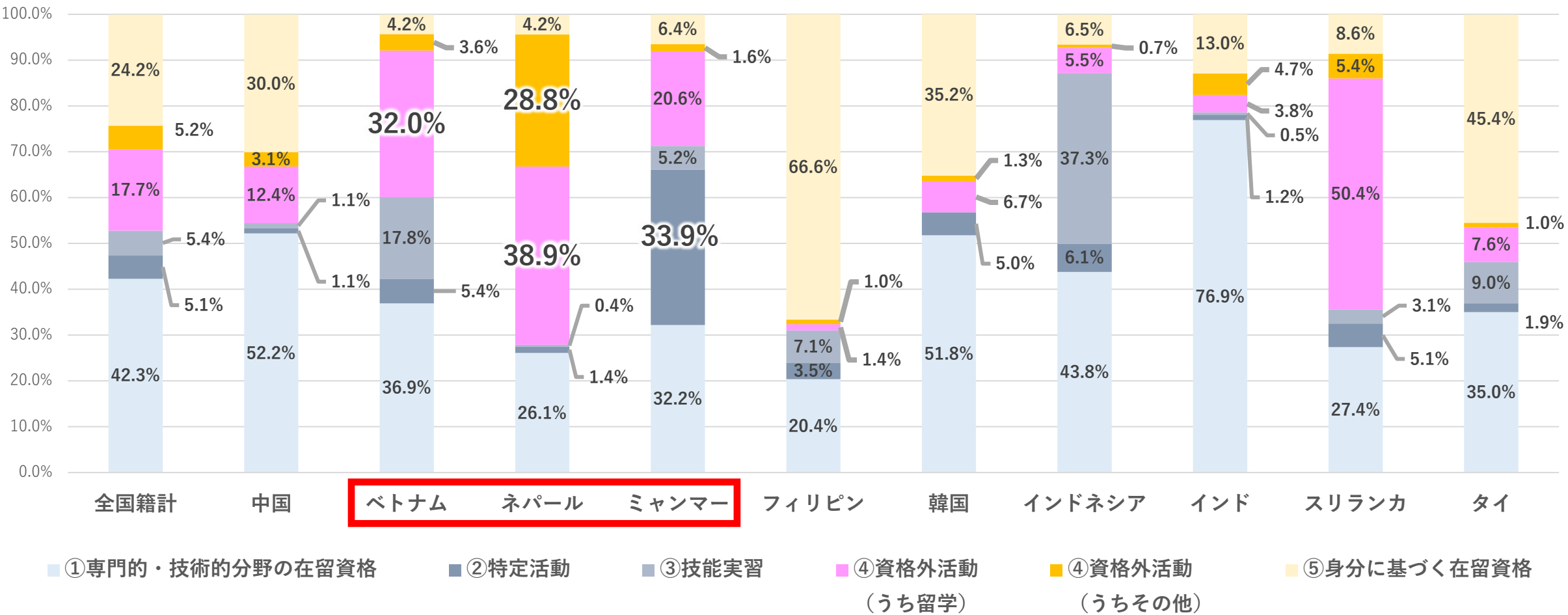
都内の外国人雇用事業所数の全国比

(単位：事業所)

年度	全国	東京都	全国に占める 東京都の割合
令和 7 年度	371,215	87,512	23.6%

- 全体的には国籍を問わず、「専門的・技術的分野の在留資格」や「身分に基づく在留資格」の割合が比較的高い傾向
- 他方、ベトナムは「資格外活動（うち留学）」、ネパールは「資格外活動（うち留学）」や「資格外活動（うちその他）」、ミャンマーは「特定活動」の割合が比較的高い状況

都内の国籍別外国人労働者の在留資格別割合（労働者数の上位10ヶ国別）



(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ 東京労働局分より引用

目次

01	都における在住外国人の状況等	P3
	(1) 都内人口（年次推移、年齢別人数、令和7年中の移動者数）	P3
	(2) 国籍・在留資格	P10
	(3) 都・国の動向	P18
02	議題 令和8年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	(1) 情報発信ルートづくり事業	P29
	(2) 情報発信強化事業	P31
	(3) 多文化キッズ支援者研修	P33
	(4) 外国人のための防災体験ツアー	P36
	(5) 地域日本語教育に係る調査	P38
参考	令和7年度第2回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

- 令和8年1月、国は、「**外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策**」を決定
- 同年6月、都は国に対し、「**外国人との秩序ある共生社会の推進**」について**提案要求**を実施
- 同年7月、国は、**日本語・生活学習プログラム**（仮）の検討に関する「**法務大臣政務官P T 報告書**」を公表

<令和7年度以降の主な動向>

- 令和7年6月：都「**東京都多文化共生推進指針**」を改訂
- 7月15日：外国人との秩序ある共生社会推進室設置
- 9月22日：都は国に対し「**外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた緊急要望**」を実施
- 10月23日：高市内閣発足・外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣の設置
- 11月4日：第1回関係閣僚会議開催
- 令和8年1月23日：第2回関係閣僚会議開催
「**外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策**」決定
- 3月24日：都は国に対し「**総合的対応策に関する要望**」を実施
- 6月22日：都は国に対し「**令和9年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求**」の中で、
「**外国人との秩序ある共生社会の推進**」について**提案要求**
- 7月：国（出入国在留管理庁）が外国人が**日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの**
検討に関する「**法務大臣政務官P T 報告書**」を公表
- 7月24日：第3回関係閣僚会議開催
「**外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策**」の**進捗等**を踏まえた、**取組の方向性**を公表

- 都は国に対し、①外国人の受入環境整備促進、②児童・生徒に対する日本語指導の充実、③精緻な実態把握の仕組み構築、④日本の制度等の周知・啓発について提案要求

1 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

（提案要求先 内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・文部科学省）
（都所管局 生活文化局）

国において多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

3 在住外国人に関するより精緻な実態把握

（提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省）
（都所管局 生活文化局・総務局・デジタルサービス局・主税局・福祉局・保健医療局・都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁）

在住外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みの構築及び国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化について、その実効性を確保すること。

2 外国につながるのある児童・生徒に対する日本語指導の充実

（提案要求先 内閣官房・文部科学省）
（都所管局 教育庁・子供政策連携室）

- （1）日本語指導が必要な外国につながるのある児童・生徒が、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
- （2）日本語指導が必要な児童・生徒の母語の多様化に対応した指導用教材を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
- （3）教員定数増を含めた教員の確保・養成など、総合的な対策を早期に実現すること。

4 日本の制度等の周知・啓発

（提案要求先 内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・外務省）
（都所管局 生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁）

在住外国人に対し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

- また、⑤公租公課等の確実な収入確保に向けた仕組み等の構築、⑥外国人患者への医療提供体制等の充実、⑦高等学校等就学支援金制度について提案要求

5 公租公課等の確実な収入確保に向けた仕組み等の構築

（提案要求先 内閣官房・総務省・法務省・厚生労働省）
（都所管局 保健医療局・総務局・主税局・住宅政策本部）

在住外国人等の公租公課等の滞納を未然に防止するとともに、やむを得ず滞納が発生した場合において、滞納先である地方自治体や医療機関等が速やかに債権回収を実施できるよう、必要な見直し及び仕組みの構築を行うこと。

7 高等学校等就学支援金制度

（提案要求先 内閣官房・文部科学省）
（都所管局 生活文化局・総務局・教育庁）

新たな高等学校等就学支援金制度等の実施に当たっては、各高等学校等及びその設置主体が、外国人生徒及びその保護者等に対し十分な説明ができるよう、国において引き続き本制度の円滑な実施に向けた必要な支援を行うこと。

6 外国人患者への医療提供体制等の充実

（提案要求先 内閣官房・デジタル庁・厚生労働省）
（都所管局 保健医療局・デジタルサービス局）

- （1）医療費の不払の発生の抑止について、その実効性を確保するための措置を講じること。
- （2）外国人が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、外国人患者への医療情報提供を充実すること。
- （3）医療機関に対する研修の実施や医療通訳の育成・確保の取組の推進等、医療提供体制を充実すること。
- （4）外国人患者の受入体制整備が進むよう、国の責任において必要かつ十分な財政措置を行うこと。
- （5）全国的な取組を行う場合は、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、基本的な制度設計を行った上で進めること。
- （6）外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIIP）の広報活動の充実を図るとともに、普及に向けた方策を講じること。

- 令和7年度
「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を取りまとめ（令和8年1月）
- 令和8年度
経済財政運営と改革の基本方針2026(骨太の方針)において、総合的対応策に基づく取組を一層進める方針を明記

骨太の方針 | 国民の安全・安心の確保（外国人政策の推進）

○ 出入国在留管理の一層の適正化等

- ・ 電子渡航認証制度（JESTA）の導入を含めた入管DXの推進による審査の迅速化・高度化
- ・ 「不法滞在者ゼロプラン」の強力な推進
- ・ 育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策
- ・ 外国人の受入れの基本的な在り方について、基本方針を2026年度中に取りまとめ

○ 各種制度の適正な運用等

- ・ 外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化
- ・ 「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組
- ・ プレクラス等の全国展開に向けた取組。地域や学校の体制整備の充実
- ・ 各種民泊の適切な運営確保の徹底

○ 国土の適切な利用及び管理

- ・ 安全保障等の観点から、外国人の土地取得等のルールの骨格を取りまとめ（2026年夏）
- ・ 重要土地等調査法の執行体制強化
- ・ 地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度を整備

- 国は、「日本語・生活学習プログラム（仮）」の創設に向けた検討状況を公表
- 学習プログラムの受講状況の在留審査への反映や地方公共団体との連携などを想定

法務大臣政務官 P T 報告書（概要） 「日本語・生活学習プログラム（仮）」の創設に向けた検討課題と留意事項について ～秩序ある共生社会の実現のための外国人の円滑な社会適応を目指して～	
1 はじめに（P T の目的と検討） ・法務大臣政務官の強力なリーダーシップの下で学習プログラム創設に関する検討を進めることにより、政府全体での検討を加速 ⇒ プログラムの在り方に関する一定の方向性、検討課題・留意事項を整理	2 学習プログラム創設の目的 ○体系的・効果的な学習教材の提供・適切な学習動機付け → 外国人が 責任ある社会の一員として行動 ○ 国の責任において体系的なプログラムを用意 → 地方公共団体の負担減、受入れ機関による学習支援の充実
3 一定の方向性、検討課題と留意事項 （注）報告書本文においては、一定の方向性を示しつつ、検討課題や留意事項を「～ではないか」、「～としてはどうか」などと記載	
（1）学習プログラムの内容等 ○ 学習内容 ・「 日本語学習 」と「 生活学習 」で構成 ・入国前・入国直後： 基礎的 な日本語＋生活上のルールやマナー ・長期間の滞在・永住等希望者： より高度かつ広範囲 の事項 ・学習量： 入国目的の活動との両立が可能な範囲 とするよう配慮 ・ ライフステージに合わせた内容 を選択可能とする仕組み …等 ○ 受講対象者 ・ 中長期の在留を目的とする外国人 を幅広く対象 ・高度人材等に対するプログラムの在り方の検討 ・ 生活オリエンテーション等の機会が乏しいと考えられるグループ （「家族滞在」での在留者、受入れ機関がない個人事業主等）のプログラムを充実 ・学習が義務付けられている他の制度との関係を整理 …等 ○ 学習方法 ・ ICTを活用した学習環境の整備 （入国前学習等の環境） → AI等を活用した双方向型（インタラクティブ）＋理解度チェック ・学習効果の観点から、 対面講習の実施・参加促進 ・集中的な初期学習のため 入国前及び入国後一定期間以内に受講 ・ ライフスタイルに応じた学習方法（ICT・対面等）の選択 が可能な環境整備 ・ 認定日本語教育機関や登録日本語教員 の活用 …等	（2）在留審査への反映 ・ 早期受講の動機付け とする仕組み ・ 永住許可申請、一定の長期滞在 を目的とする在留申請の際は 受講を許可要件 とすることを検討（永住許可・帰化の審査においては理解度も確認することを検討） ・ 認定日本語教育機関等の教育課程修了、試験合格 により日本語熟達度確認 ・ 受講状況を管理するためのシステムを構築 …等 （3）地方公共団体との連携 ・地域の事情・特性に即した内容（地域ごとのルール・文化・方言等）の学習機会を得るため、 地方公共団体と連携 ・ 地方公共団体が行う講習（対面式等）をプログラム内の取組に位置付け ・対面講習等の 取組を国が支援 …等 （4）民間団体の活用 ・外国人散在地域において、 国が民間団体に委託して対面講習を開催 （5）受入れ機関の役割 ・就労目的の外国人を受け入れる機関に対し、 外国人・帯同家族に対する学習支援を一層強力に要求

- 学習プログラムは社会インフラになり得るとし、実施可能なところから運用を開始していく想定

3 一定の方向性、検討課題と留意事項（続き）

（6）試行期間等

- ・十分な試行期間を設定
→ 試行結果について有識者によるフィードバックを受けながら本格運用に移行
- ・本格実施以降もフィードバックを重ね、学習内容や実施方法等について見直し

（7）関連する学習支援施策の有効活用等

- ・既存の仕組みとの整合・有効活用を検討
- ・海外における日本語教育の充実のための各実施事業団体の体制強化等…等

（8）更なる検討が必要な事項

- ・プログラムの効果的な周知方法（入国前・入国時等）の検討
- ・受講対象年齢、障がいによる受講困難者への配慮の在り方、既に在留中の者への適用等、学習プログラムの詳細に関し検討すべき課題あり
→ 関係省庁との協議、各方面からの意見も聴取しながら、十分な検討を行った上で制度設計

4 おわりに（短期的対応から長期的・発展的対応）

◎ 学習プログラムは、外国人との秩序ある共生社会を実現するための社会基盤（インフラ）となり得るものであり、丁寧な制度設計を行う必要がある一方、現下の喫緊の課題であることから、できるだけ早期に運用を開始することもまた重要

- ⇒ 実施可能なところから運用を開始した上で充実・改善
※短期的にはICT活用等により基本的・共通の基盤を整備して運用開始

◎ 円滑な社会適応のための理想は、可能な限り効果の高い学習方法・早期学習

- ⇒ 長期的・発展的課題として、対面学習・入国前学習の環境整備等を追求

◎ 外国人の受入れ人数の一層の増加を踏まえた役割分担の検討が必要

- ⇒ 外国人の受入れによる裨益の観点から、受入れ機関の役割の在り方を含む踏み込んだ検討

社会適応を円滑化し、国民の安全・安心を確保しながら、外国人が活躍できる環境の整備に貢献できる学習プログラムへ



- 国は、総合的対応策の取組状況と今後の主な取組の方向性を公表（令和8年7月）
- 日本語・生活学習プログラムの創設や外国人受入れの基本方針の取りまとめついでの方針性を提示

現状・課題		現時点の主な取組状況（今後更に取組を進めていく）		今後の主な取組の方向性	
出入国・在留管理の適正化	出入国在留管理の適正化	・事前チェックによる厳格な出入国管理と入国審査待ち時間の大幅な削減が必要	✓ R10年度中の電子渡航認証制度（JESTA）の導入に向けて、法案が成立（R8年5月、第221回国会）	【出入国在留管理の厳格化・上陸審査の手續の円滑化】 ○電子渡航認証制度（JESTA）（R10年度中導入）の確実なシステム開発等	
	在留資格の適正化	・在留資格の本来の趣旨に沿った受入れをすべき、違法行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化すべき等の指摘	✓ 「経営・管理」について、新たな許可基準に基づく厳格な審査を実施中、問合せが多い事項への対応として、改正前から在留している者の取扱い等をQ&Aに掲載（R8年6月） ✓ 「技・人・国」について、派遣形態で就労する外国人に関する審査の強化（R8年3月から）及び主に日本語能力を用いる業務に従事する場合の審査の強化（R8年4月運用開始） ✓ 「留学」について、日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導の開始（R8年4月運用開始） ✓ 「企業内転勤」について、厳格な審査のため申請書類の見直し等を実施（R8年4月運用開始）	【在留手續の高度化による適正な手續の実現】 ○公共サービスメッシュを活用したマイナンバー等による情報連携（R8年度～順次実施） ○在留申請及び届出の原則オンライン化（R9年度～順次実施）、キャッシュレス決済の導入等（R11年度～順次実施） ○スマートフォン用アプリ等を通じた在留諸手續の案内やプッシュ型の情報発信など、双方向型コミュニケーションの実現	
	永住者の在り方検討	・社会との結びつきが他の在留資格に比して高いにも関わらず、許可要件が緩やかであるとの指摘	✓ 永住許可ガイドラインを改正し、在留期間「5年」ではなく「3年」を有していれば永住許可要件を満たすものとしていた経過措置を廃止及び公租公課の不払い等による「永住者」の在留資格取消を開始（R9年4月運用開始）	【退去強制業務・難民認定申請等の高度化】 ○デジタル技術を活用した不法滞在者等情報の収集・分析強化による摘発（R9年度～順次実施） ○難民認定申請の各種申請書類等や受付業務のデジタル化（R9年度～順次実施）	
	帰化の厳格化	・永住許可の在留要件（10年以上）に対し、帰化の住所要件（5年以上）は不整合との指摘	✓ 必要な在留期間を10年に引き上げる等、帰化の要件を厳格化（R8年4月運用開始）	【実態調査の強化による適正審査の確保】 ○引き続き各在留資格や資格外活動の実態を把握し、家族帯同時の扶養能力の適切な確認を含めた審査の適正な運用、その在り方を検討	
	不法滞在者ゼロプラン等の強力な推進	・不法残留者数は昨年まで7万人以上の高止まり状態が続いており、その対策が必要	✓ 不法滞在者ゼロプラン等を強力に推進するため、不法残留者数の増減要因を分析し、重点的に取り組む施策を取りまとめ、「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」等を公表（R8年5月）	【特定在留カードの原則取得のための更なる方策】 ○特定在留カードの原則取得のための検討、特定在留カードのオンライン取得のためのシステム改修、周知・広報	
	外国人雇用状況届出の運用改善	・雇用主による外国人雇用状況の届出履行の徹底が不十分で、不法就労状態の是正が困難	✓ 未届・虚偽届事案に対する指導・助言から、警察当局や入管当局への相談・情報提供等の手順（マニュアル）を都道府県労働局・ハローワークに通知（R8年4月） ✓ 外国人雇用管理指針を改正し、外国人雇用状況届出に際しての在留カード等読取アプリケーションの使用について規定（R8年6月適用）	【永住許可の在り方の更なる検討】 ○R9年4月運用開始に向けた永住許可基準（独立生計要件・公益要件）の見直し ○日本語・生活学習プログラム(仮称)の受講を永住許可の条件とすることや、R9年4月の改正入管法施行状況を踏まえた取消事由の拡大の検討	
	秩序ある地域社会のための環境整備	・在留外国人が日本語や日本のルール・制度を理解し、責任ある行動をとることが必要	✓ 地域社会のルール等の習熟の場の設置等に要する経費への地方財政措置（R8年度から） ✓ 日本語や制度等を学習するプログラムの創設に向け、法務大臣政務官を長とするプロジェクトチームにおける検討結果を公表（R8年7月）、引き続き省庁横断的に検討を継続	【帰化の厳格化の検討】 ○運用状況や永住許可の在り方との整合性の観点から踏まえつつ、申請者が将来にわたって安定した生活を営むことができることや、日本語・生活学習プログラム(仮称)を受講することなど、引き続き帰化の厳格化のための審査の在り方を検討	
	外国人の受入れの在り方検討	・外国人の受入れの基本的な在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討が必要	✓ 入管庁における基礎的な調査・検討を受け、取りまとめを担う内閣官房の体制を強化した上で、省庁横断的に具体的な調査・検討等を開始（R8年4月）	【不法滞在者・不法就労対策の更なる推進（入国管理等の適正化）】 ○摘発の強化やサイバーパトロールの実現、入管法違反者に係る情報提供等の促進 ○誤用・濫用的な難民認定申請に対する厳正な対応、審査の迅速化 ○厳格な査証審査のための情報連携強化 ○不法就労助長者の摘発強化 ○不適正ヤード対策強化（不適正スクラップヤード（金属資源等の海外流出を含む）についても、規制強化・関係機関間の連携強化） ○不法就労助長者の摘発強化等の状況を踏まえつつ、不法就労助長罪と各業法の欠格事由の在り方を検討 ○退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、諸外国における犯罪行為に対する退去強制等の法的枠組について照会を実施・整理するとともに外部への調査研究を依頼すること等も検討 ○R10年1月の不法残留者数を過去最低（H2以降）であったR4年7月の値（約58,000人）と比較して検証	
				【外国人雇用管理指針改正と手續改善による都道府県労働局の指導強化】 ○事業主が在留カード等読取アプリの使用を徹底するよう、外国人雇用管理指針を改正 ○未届事業主に対する都道府県労働局の指導を更に迅速化するため、厚労省と入管庁の未届事案共有開始までの期間の短縮	
				【日本語・生活学習プログラム(仮称)の創設】 （R10年度から試行実施、在留審査の考慮要素とすること等を検討） ○有識者会議での議論を進め、入国前からのオンデマンド受講、受講履歴等の一元的把握が可能なシステムを開発（R9年度） ○日本語試験の受験機会の拡充 ○登録日本語教員等の活用（処遇改善、研修実施）	
				【秩序ある地域社会を構築するための環境整備】 ○市民、自治体から国への相談等に対応する仕組みの検討	
				【外国人受入れの基本方針の取りまとめ】 ○有識者会議での議論を進め、将来推計等を行いつつ、中長期的かつ多角的観点から受入れに関する基本的な考え方を検討し、R8年度中に、在留管理の適正化、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設、人口戦略本部における総合的な戦略等を踏まえた基本方針を取りまとめ	

（「都における在住外国人の状況等」 に関してのご意見）

- 都内の在住外国人人口は近年急増し、国籍等の多様化も進行
- 国内の約2割の外国人が在住する人口規模や多様化するニーズに対応した受け入れ環境を整備するためには、新たな仕組みや制度、関係主体を巻き込んだ体制を構築していくことが急務
- 国の外国人政策の進展や10年後に迫る1割社会に向け、今がまさに政策の転換期と捉え、以下の議題についてご議論いただきたい。

議題：

令和8年度新規事業の進捗を踏まえた今後の施策の方向性について

- 都において、各事業での課題や本委員会での議論等を踏まえ、令和8年度に新規事業の予算要求を実施

地域日本語教育

【主な課題】

- ・ 希望者増で区市町村の地域日本語教室が対応しきれない
- ・ 日本語を用いて日本語を教えることの困難性
- ・ 日本語が全く通じない外国人コミュニティが形成されることを回避する必要性

《第1回委員会での主な意見》

日本語教育は社会参画の基礎。ボランティア任せではなく、国も含め行政主導で整備すべき

【目指すべき姿】

日本語学習を通じた交流機会の提供により、外国人の孤立化を防ぐ

【令和8年度新規事業】

- ・ 地域日本語教育に係る調査

情報発信・防災

【主な課題】

- ・ 税金や医療制度など日本の制度の理解不足が顕在化
- ・ 情報伝達が不十分なことにより地域とのトラブルが生じる懸念

《第1回委員会での主な意見》

東京都をハブとして、国・都・区市町村の情報連携を強化すべき

【目指すべき姿】

緊急時にも機能する情報伝達ルートを形成

【令和8年度新規事業】

- ・ 情報発信ルートづくり事業
- ・ 情報発信強化事業
- ・ 外国人のための防災体験ツアー

日本語を母語としない子供支援

【主な課題】

- ・ 日本語が話せない子供が急増し、対応が困難（人材や場所の不足）
- ・ 困りごとが多様化し、解決が複雑化

《第1回委員会での主な意見》

外国ルーツの子供とその家族の支援のため、地域、行政、支援団体等の連携や協働を進めてほしい

【目指すべき姿】

区市町村における外国ルーツの子供の支援者の配置、支援体制の整備

【令和8年度新規事業】

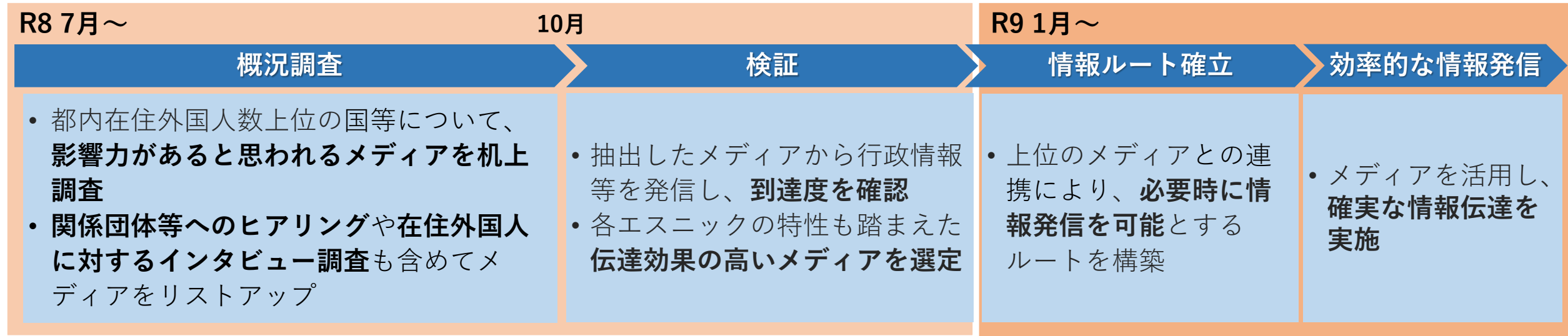
- ・ 多文化キッズ支援者研修

目次

0 1	都における在住外国人の状況等	P 3
	（１）都内人口（年次推移、年齢別人数、令和 7 年中の移動者数）	P 3
	（２）国籍・在留資格	P10
	（３）都・国の動向	P18
0 2	議 題 令和 8 年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	（１）情報発信ルートづくり事業	P29
	（２）情報発信強化事業	P31
	（３）多文化キッズ支援者研修	P33
	（４）外国人のための防災体験ツアー	P36
	（５）地域日本語教育に係る調査	P38
参考	令和 7 年度第 2 回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

- 日本での生活に必要なルールの周知や災害時の行政情報等を、確実に伝達できるルートを構築する。
- 各国ネイティブ調査員を中心としたデスクリサーチやヒアリング等を通じ、メディアを抽出
- 抽出したメディアから行政情報を発信し、到達度等进行分析することで伝達効果の高いメディアを選定していく。

事業の方向性

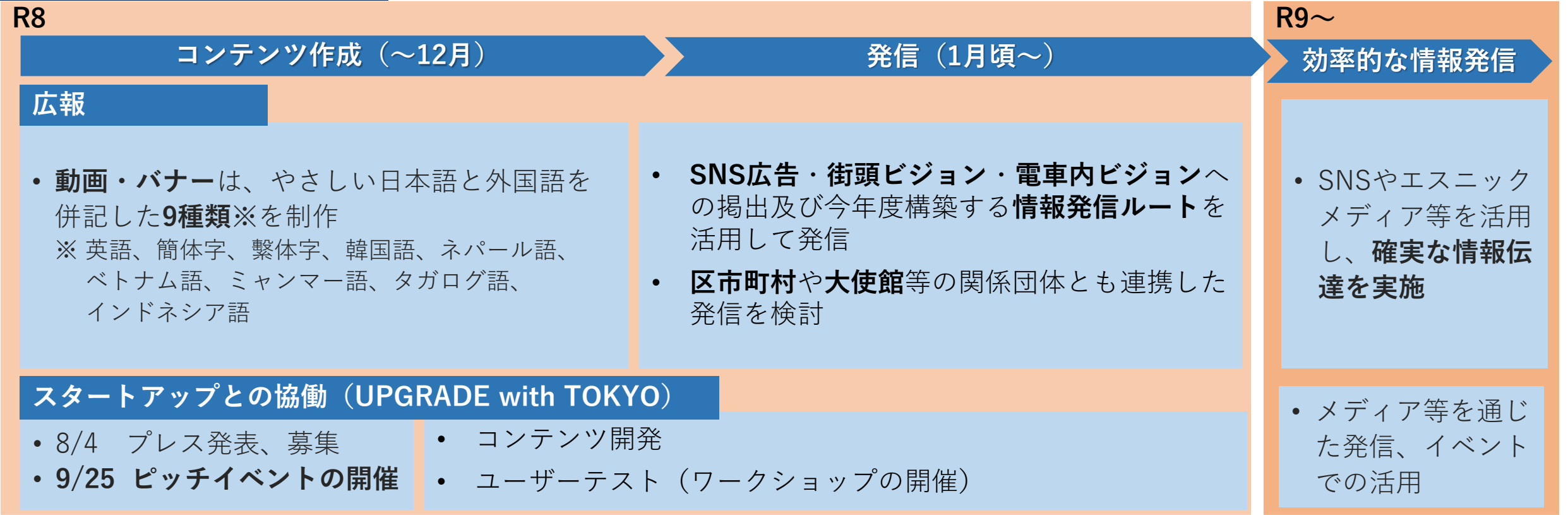


ご議論いただきたいポイント

- ✓ 海外、他自治体または企業等における情報発信ルート状況
- ✓ 影響力がある媒体・メディアをどう見つけていくか。
- ✓ メディアに限らず、情報発信に適した機会があるか。
- ✓ 在住外国人当事者への継続的な効果検証の必要性

- 都内在住外国人に対してルール・マナーの遵守等を促す**広報コンテンツ**を制作（15秒動画、30秒動画、バナー、チラシ）
- 今年度調査している**情報発信ルート**含め、様々な媒体を通じて外国人に訴求するとともに、**日本人にも都の施策を知ってもらう**ことで、**日本人も外国人も安心して生活できる共生社会**の実現を推進
- また、**スタートアップと協働**し、外国人に対してルール等の理解を促進する取組を検討

事業のスケジュール



広報コンテンツの方向性

- 個別のルール・マナー等を伝えるだけでなく、ルール・マナー等を守ることの大切さを、**なぜそのルールがあるかの理由と共に伝えるコンテンツを作成**
- 関心を持った外国人をTIPSや区市町村のWebサイトへ誘導し、**具体的なルール等の学習**につなげる
- コンテンツは、9～10月頃に**外国人当事者を含む都民によるワークショップを開催し、決定**

スタートアップとの協働

- **スタートアップのアイデアを活用**し、外国人に対しルール等の理解を促進
- 在住外国人の主要な情報入手先である**スマホ等で、日本のルール・習慣を楽しく学べる多言語デジタルコンテンツ※**をスタートアップから募集（8/4～）
- 作成したコンテンツは、**交流イベント等での周知・啓発に活用**するとともに、**TIPS（※）に掲載**も検討



※コンテンツ例

- 日本のルール・習慣を学べるクイズゲーム
- VR技術等を活用した生活シーン別状況判断学習コンテンツ 等

（※）「東京都多文化共生ポータルサイト」の略称

ご議論いただきたい ポイント

- ✓ 広報コンテンツで扱うべきルール・マナー等や伝え方
- ✓ コンテンツを選定するワークショップで議論・評価いただく観点
- ✓ 留学生や企業と連携した情報発信の必要性

目次

01	都における在住外国人の状況等	P 3
	（１）都内人口（年次推移、年齢別人数、令和 7 年中の移動者数）	P 3
	（２）国籍・在留資格	P10
	（３）都・国の動向	P18
02	議 題 令和 8 年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	（１）情報発信ルートづくり事業	P29
	（２）情報発信強化事業	P31
	（３）多文化キッズ支援者研修	P33
	（４）外国人のための防災体験ツアー	P36
	（５）地域日本語教育に係る調査	P38
参考	・ 令和 7 年度第 2 回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

- 区市町村における多文化キッズ（※）支援者の育成・底上げや多文化キッズ支援体制の整備を後押し
- 多文化キッズの支援に課題意識を持つ5自治体（台東区、杉並区、豊島区、江戸川区、福生市）をモデル区市として実施

※多文化キッズとは、「日本語を母語としない子供」のことをいう。
本事業は子供及びその保護者を対象とする。

令和8年度実施内容

調査

対象区市職員・関係団体への
アンケート・インタビュー等
（地域の現状や課題等）

研修

多文化キッズに関する知識（※）の付与と、
庁内連携の機運醸成を目的とした研修
（講義＋グループワーク）

✓左記調査を基に研修内容を企画の上、複数回実施

横展開

会議や報告書による共有等を通じ、他の区市町村に調査や
研修の内容、成果を区市町村
連絡会議等で報告

⇒令和9年度以降、他の区市町村での課題解決のため、支援体制の整備を都は引き続き支援

ご議論いただきたい ポイント

- ✓ 他県の先進事例等を参考にした、多文化キッズ支援策における有効な取組
- ✓ 多文化キッズ支援に十分に取り組めていない自治体が支援を進めていくための工夫

- モデル5区市24主体へのインタビューにより**多文化キッズ対応の現状、課題、今後への展望**を調査
- モデル区市ごとの合同研修を実施し、**参加組織※相互の関係づくりや課題解決・連携に向けた仕組み作り**を支援

1 調査

【時期】6月～7月（初回6月4日、最終実施7月29日）

【方法】（1）区市ごとの**デスクサーベイ**

（2）事前に調査項目を送付し、参加組織ごとの半構造化**インタビュー**

【内容】**参加組織※**の多文化キッズ等対応の**現状、課題、今後への展望**

※区市の本事業窓口部署（多文化共生担当または子ども支援担当）で選定

→多文化キッズサロン、多文化キッズコーディネーター、社会福祉協議会、教育委員会、発達支援団体、日本語・学習支援NPO等を想定



調査総括、区市窓口部署とテーマ・成果物を事前協議

2 研修

【時期】8月～1月 各区市3回

【方法】対面またはオンライン

【内容】**現状共有 ⇒ 学習（先進事例等） ⇒ 新たな連携構築**

区市ごとのテーマを軸に、以下の内容で**ワークショップ型研修**

- （1）現状共有、参加組織相互の理解及び関係づくり
- （2）先進事例の学習
- （3）課題解決・連携に向けた仕組みづくりの検討

公的機関様にお伺いしたい項目（ご回答は、お答えになれる範囲で構いません）

【調査項目】
 貴団体の支援内容・取組体制
 日本語を母語としない子どもとその保護者への対応に係る人員体制
 関与している日本語を母語としない子どもとその保護者の属性（年齢、国籍、在留資格等）

1. 日本語を母語としない子どもとその保護者の状況
 貴団体に係る日本語を母語としない子どもとその保護者の直近の人数、比率、国籍（年齢別、国籍別、在留資格別）
 貴団体の対応状況

2. 対応の現状
 ・ 日本語を母語としない子どもとその保護者への対応について感じている課題（課題に関すること、ノウハウ・知識の不足、社内・外との連携等）、対応が難しいケースの主な事例
 ・ 市内連携や他団体等について、促進するうえで課題（他団体・他団体の取組を知らない、どこで対応が可能か分からない、つながる機会がない、話し合う場がない、支援の必要性等）について認識にずれがある 等）

3. 今後の展開
 ・ 日本語を母語としない子どもとその保護者への対応に関し、今後取り組みたいこと
 ・ 今後、取り組みを拡大していくうえで、あると望ましい支援や体制

インタビュー項目の事前案内

ステップ1：【現状共有】
 各団体の取り組みや課題を出し合い、ワークを通じてチームビルディングを行います。

ステップ2：【事例学習】
 他自治体の先進的な取組事例を学び、ディスカッションを通じて自地域への応用を検討します。

ステップ3：【連携構築】
 全体の振り返り、今後の協力体制・連携強化に向けた議論を行い、研修終了後も参加者が継続的に連携が取れるような仕組みについて検討します。

■内容案（対面） 1

1. アイスブレイク
2. ヒアリング調査結果の共有（※必要あり）
3. 各団体のとりくみ紹介（成果の共有など）※1団体5分程度
4. グループごとに自己紹介、課題共有
5. 類似事例の紹介（※必要あり）
6. 類似事例を参考にしながら、更に課題の深堀り
7. クロージング（次回に向けた検討課題（宿題）の整理等）

■内容案（オンラインor対面） 2

1. 他自治体等における取組事例/成功事例等の紹介
2. 意見交換、ディスカッション
3. クロージング

（区市により、事例は1～複数等を想定）

■内容案（対面） 3

1. アイスブレイク
2. これまでの議論の振り返り
3. 今後の協力体制について議論
 ・ 連携に向けた課題解決方法の検討
 ・ 今後の連携方法の検討（方法、頻度等々継続的な仕組みを検討）等
4. 今後の協力体制についてまとめ（可能であれば具体的な方向性の合意、各組織に持ち帰り検討・具体化につなげる）
5. クロージング

目次

0 1	都における在住外国人の状況等	P 3
	（１）都内人口（年次推移、年齢別人数、令和 7 年中の移動者数）	P 3
	（２）国籍・在留資格	P10
	（３）都・国の動向	P18
0 2	議 題 令和 8 年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	（１）情報発信ルートづくり事業	P29
	（２）情報発信強化事業	P31
	（３）多文化キッズ支援者研修	P33
	（４）外国人のための防災体験ツアー	P36
	（５）地域日本語教育に係る調査	P38
参考	令和 7 年度第 2 回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

- 令和5年度から実施してきた**在住外国人向けの防災体験施設（防災館）での通訳付きの防災体験ツアー**を、令和8年度からより効果的な対応策として一部衣替え
- 従来の在住外国人向けのツアーに加え、**在住外国人へ強い訴求力を持つインフルエンサーやエスニックメディア等を対象としたツアー**を新たに実施
- **事後発信**により、**防災に興味がない、知らない層**を含め、より幅広い層へ防災知識を啓発

事業の方向性

実施

- 特定の言語話者の外国人に**訴求力**があり**事後発信**が見込まれるインフルエンサー等を選定
- インフルエンサー等がツアーで**災害を疑似体験**し、その模様を**撮影・取材**

事後発信

- インフルエンサー等が**SNSやホームページ**でツアーの体験の模様の**動画や記事**などを情報発信
- インフルエンサー等が体験を通じて課題感を持つことで、**自ら防災に関する発信**を実施

改善

- **参加者のアンケート結果**や、動画や記事の**インプレッション**等を通じ、**事業の成果を検証**
- 在住外国人に向けた**情報発信ルートづくり事業との連携**

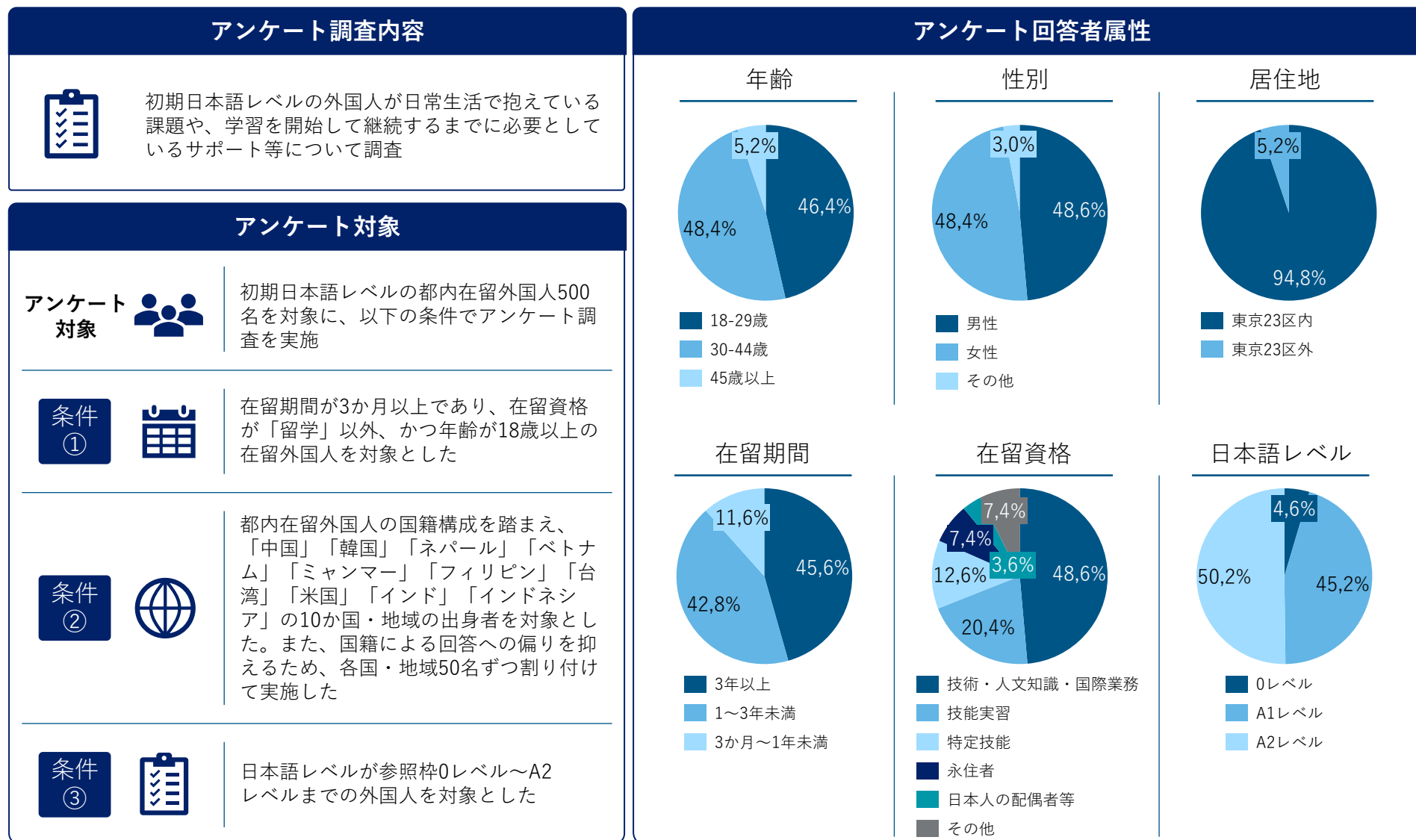
ご議論いただきたいポイント

- ✓ 外国人が共助の担い手となるために必要な都としての支援
- ✓ 区市町村が外国人防災に主体的に取り組むために有効な策
- ✓ その他外国人防災に関する全般的なご意見

目次

0 1	都における在住外国人の状況等	P 3
	（１）都内人口（年次推移、年齢別人数、令和 7 年中の移動者数）	P 3
	（２）国籍・在留資格	P10
	（３）都・国の動向	P18
0 2	議 題 令和 8 年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	（１）情報発信ルートづくり事業	P29
	（２）情報発信強化事業	P31
	（３）多文化キッズ支援者研修	P33
	（４）外国人のための防災体験ツアー	P36
	（５）地域日本語教育に係る調査	P38
参考	令和 7 年度第 2 回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

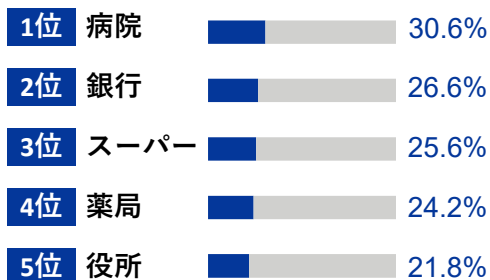
- 都内在住外国人500名を対象に、10ヶ国、18歳以上（留学生を除く）、A2レベル以下を条件として調査



※本アンケートは、調査会社内のモニターを対象に実施

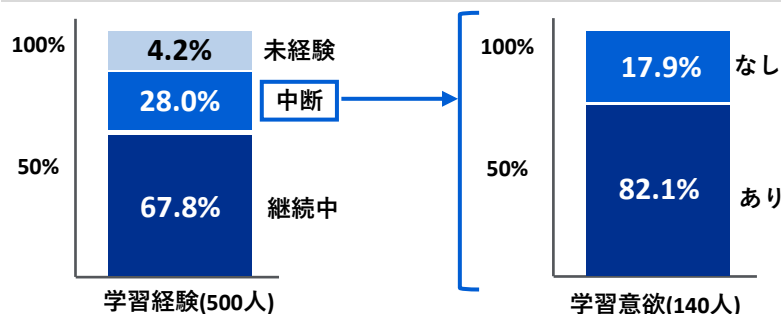
- 日本語学習ニーズは高いものの、忙しさや学習環境の不足等の理由から学べていない層に対し、自身に合う学び方、継続しやすい学習形態、学んだ日本語を使う機会の提供が必要

Q1.直近3か月で日本語に困った場所はどこですか？(MA)



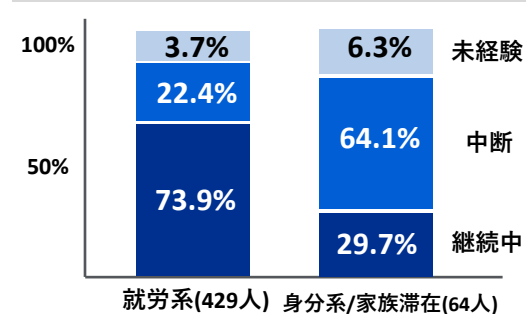
生活場面において困っている方がほとんど

Q2.どのくらい学習意欲がありますか？



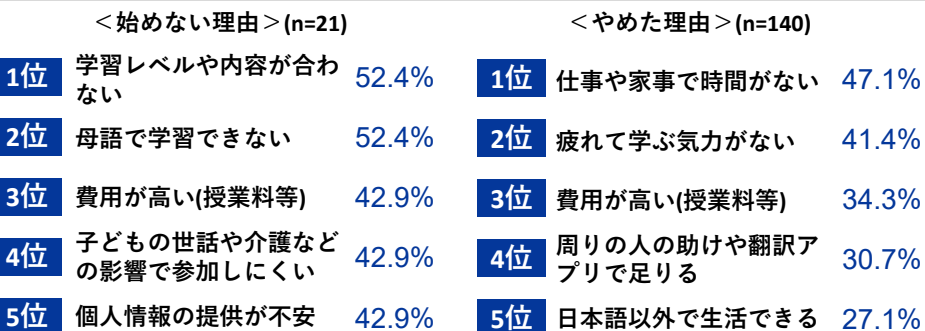
学習未経験者の中にも学習ニーズが確認されており、ニーズがあるにもかかわらず学習に繋がっていない層へのアプローチが必要

Q3.学習経験はありますか？



特に「身分に基づく在留資格」や「家族滞在」の方は、学習から離脱しやすい

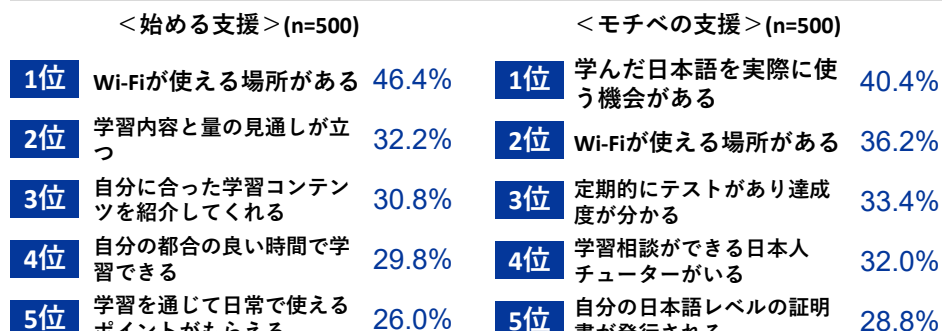
Q4.日本語学習を始めない/やめた理由は何ですか？(MA)



自分に合う学習が分からない+母語学習の機会も限定的。効率的で質の高い学習機会の提供が必要

仕事や家事などで日本語学習が後手に。時間や場所に制約されない柔軟な学習形態の提供が必要

Q5.日本語学習を始める/モチベーションを維持するのに有効な支援は何ですか？(MA)



学習者が今後の学習の見通しを立てられるよう、学習計画づくりを支援する必要がある

学習したことを実践できる場を提供し、モチベーションを維持させる必要がある

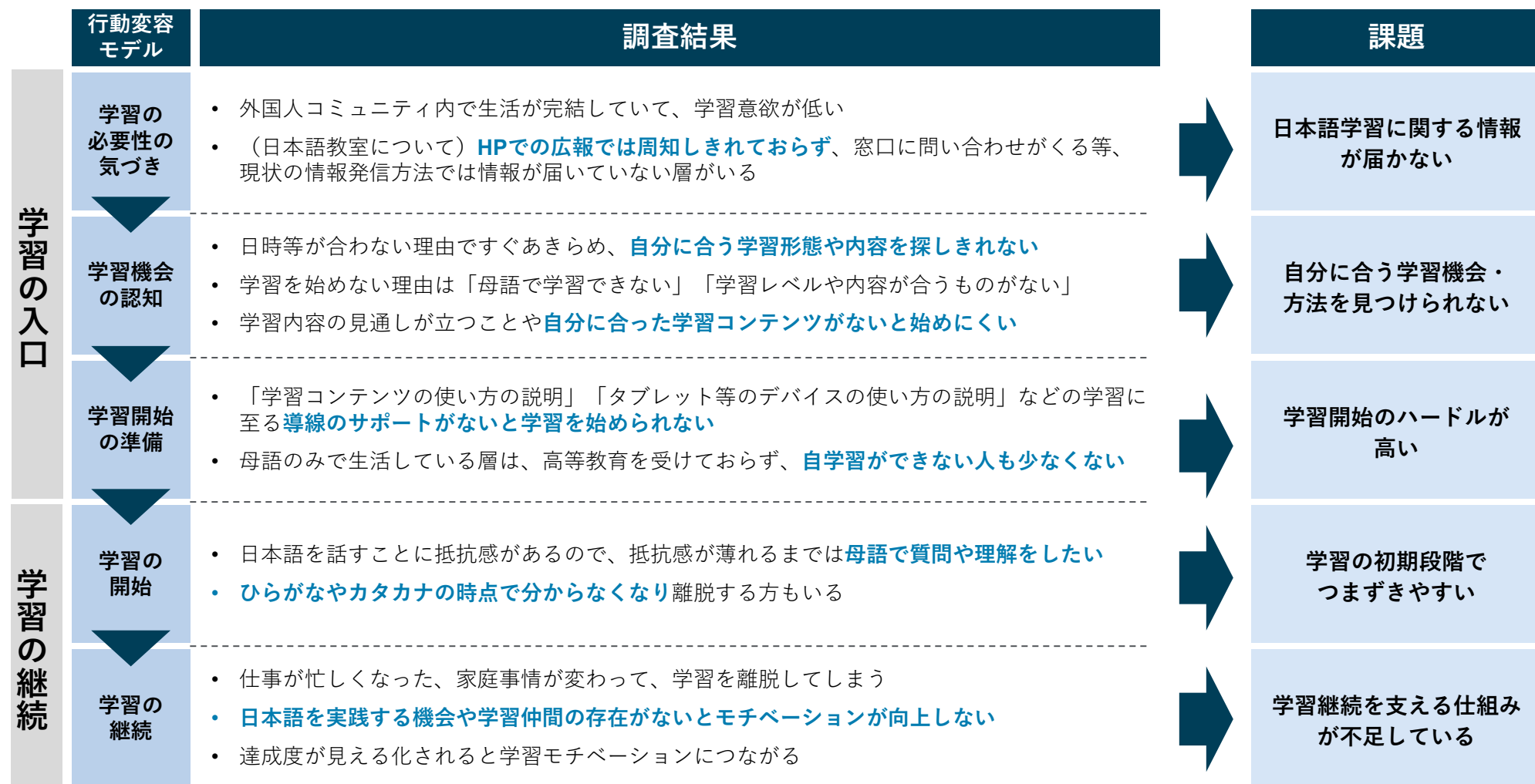
- 区市町村や国際交流協会、日本語教育の有識者等 9 団体（23名）にヒアリングを行い、外国人に初期日本語教育を提供する際のポイントや課題等を調査

 地域の日本語教育関係者へのヒアリング調査	
 調査内容	初期日本語レベルの外国人に日本語教育を提供する際のポイントや課題についてヒアリング
 目的	初期日本語レベルの外国人における日本語教育の課題を、関係者の目線から、定性的に把握する
 期間	2026年4月29日（水）～2026年6月10日（水）
 対象	・日本語教室を主催する区市（2区市） ・初期日本語レベル向けの日本語教室を主催していない区市（2区市） ・日本語教室、及び教育関係機関（5団体）
 方法	ヒアリング調査（対面／オンライン）
 主な質問	・初期日本語レベルの学習者が自学習によって学習を完結することは可能か？また、自学習にあたってどのようなサポートが必要か？ ・初期日本語レベルの学習者のモチベーションを維持する方法として、効果的な取組は何か？

- 初期日本語レベルの学習者の課題は、**学習の各プロセス**（必要性の気づき、学習機会の認知、学習開始の準備、学習の開始、学習の継続）で発生する**障壁の積み重ね**にある。

プロセス	学習の必要性の気づき	学習機会の認知	学習開始の準備	学習の開始	学習の継続
学習者の行動	日常生活の中で、日本語を使えることの重要性・メリットを知る	日本語学習に調べてみる／知人等から紹介される	学習を始めるための申し込みやデバイス設定を行う	学習を実際に始めてみる	日常の日課として、日本語学習を継続的に行う
躓きポイント	必要性に気付く“きっかけ”がなかなかない 	探しても自分にあるか判断できない 	学習を始める環境を自力で整備できない 	日本語を学ぶための基礎がない／抵抗感がある 	学習者の環境変化やモチベが低下していく 
課題例	【必要性を感じにくい】 外国人のコミュニティの中で生活が完結している人が多く、 日本語への勉強意欲が低い人も一定いる （自治体A）	【探しきれない】 日時等が合わない理由ですぐあきらめ、 自分に合う学習形態や学習内容を探しきれない （自治体B）	【環境を準備できない】 授業で使う デバイス登録などに時間を要し、開始前に離脱 （支援団体B）	【日本語の素地不足】 ひらがなやカタカナの時点で分からなくなり、早い段階で離脱する 方もいる（自治体D）	【環境の変化】 仕事が忙しくなった、家庭事情が変わって、学習を離脱する人が存在 （国際交流協会E）
	【情報が届いていない】 （日本語教室について） HPでの広報では周知しきれず、窓口にお問い合わせがくる （自治体A）	【判断できない】 どの学習方法・コースが 自分に合うか、わからない （支援団体C）	【学習経験の不足】 そもそも高等教育を受けていない層も一定おり 「何かを学ぶ」姿勢ができていない人が多い （自治体D）	【漠然とした抵抗感】 日本語に慣れるまで、 ついていけるか漠然とした不安・抵抗感が募る （支援団体B）	【モチベの低下】 達成感等が味わえないと、学習へのモチベが下がり離脱しやすい （自治体F、国際交流協会E）

- 初期日本語レベルの学習者の課題は、学習意欲やコンテンツの不足ではなく、各プロセス上に存在
- 具体的には、①情報が届かない、②自分に合う学習機会を見つけられない、③学習開始のハードルが高い、④初期段階でつまずきやすい、⑤継続を支える仕組みの不足といった点が挙げられる。



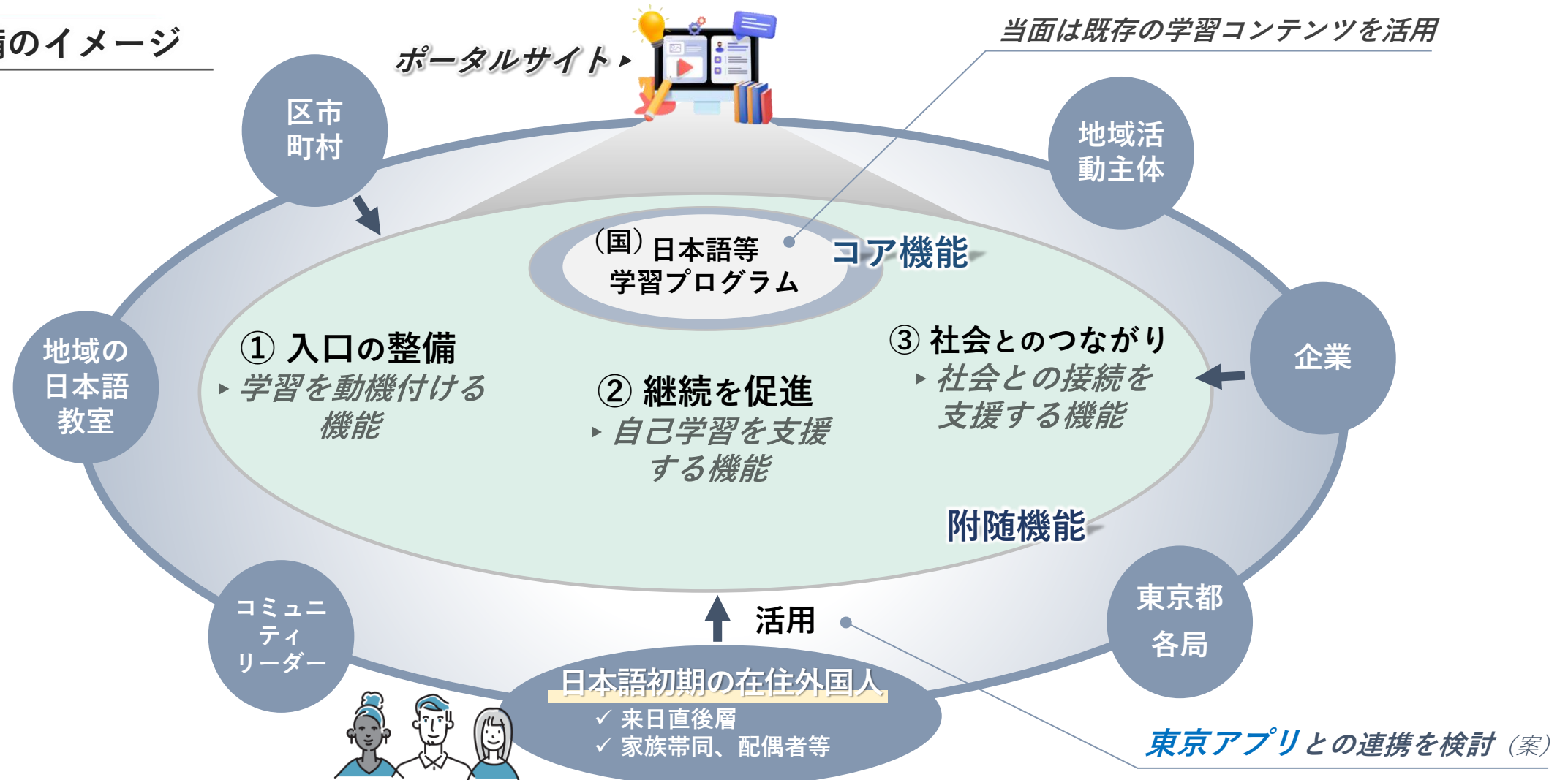
- **学習の入口支援**として、①学習意欲が低い層にも情報が届く仕組みの整備、②個々の状況に応じた学習機会・方法の提供、③学習開始までの導線確保の支援が重要
- **学習の継続支援**として、④学習への不安・抵抗感の解消、⑤実践機会や達成度の可視化など学習意欲を維持できる仕組みの整備が重要

	行動変容モデル	課題	施策の方向性
学習の入口	学習の必要性の気づき	日本語学習に関する情報が届かない	<u>①学習意欲が低い層にも情報が自然に届く仕組みが必要</u> 行政窓口を通じた情報発信や、届きにくい層へのアウトリーチ型の支援が必要
	学習機会の認知	自分に合う学習機会・方法を見つけられない	<u>②個々の状況に応じた学習機会・方法の提供が重要</u> 母語、生活環境、レベルに応じた最適な学習方法の提供
	学習開始の準備	学習開始のハードルが高い	<u>③「学び方を教える支援」が必要</u> 初期学習者向けには開始までの導線確保から伴走支援する必要
学習の継続	学習の開始	学習の初期段階でつまづきやすい	<u>④初期段階では不安や理解不足の解消が重要</u> 安心して試行錯誤できる環境を整備する必要
	学習の継続	学習継続を支える仕組みが不足している	<u>⑤「学習を続ける仕組み」が必要</u> 柔軟な学習機会、実践機会、仲間とのつながり、達成度の可視化等のモチベ維持施策が必要

02 今後の施策の方向性 | 国プログラムでの学習を促すための環境を整備

- 国のプログラムでの学習を促すため、都は、①入口整備として“**学習を動機付ける機能**”、②継続促進として“**自己学習を支援する機能**”、③“**社会接続を支援する機能**”を備えたポータルサイトを新設
- **区市や企業等の各主体と連携**し、ポータルサイトの活用を広く周知

環境整備のイメージ



ご議論いただきたい
ポイント

✓ 以下の日本語会議で挙げた意見のほかに、言及すべき事項について

令和8年度 第1回地域日本語教育とうきょう推進会議（概要）

- 1 開催日時 令和8年7月30日（木）10：00～12：00
- 2 開催方法 ハイブリッド開催
- 3 参加者 11名（神吉委員（座長）、加藤委員（副座長）、阿久津委員、亀井委員、佐藤委員、シュレスタ委員、角南委員（オンライン）、チョウチョウソー委員、富田委員、長谷部委員、山形委員）
- 4 テーマ 東京における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方を踏まえた学習環境の整備に向けて

5 議 題

○ 国の日本語等学習プログラムとの役割分担や、令和8年度調査の結果※に基づき今後都が行う環境整備の取組に備えるべき機能等

- （1）学習の入口につなげるための仕組みや機能
- （2）学習の継続を促すための機能
- （3）地域社会との接続を促すための機能

※令和8年7月末時点の状況

(1) 学習の入口につなげるための仕組みや機能

- 日々の生活が大変で学習機会が得られないといった方にとって学習のハードルは高いため、入口に関しては学習効果の実効性を担保しつつ、外国人に対して強く学習を促すことも有効
- 日本語学習できる環境の存在や学習の必要性をエスニックコミュニティのリーダーやキーパーソンを通じて発信することが有効。また、ネパール人は100人規模の集会を頻繁に行うため、そうした場での発信も有効。その際、エスニックメディアなどコミュニティ内の様々な情報発信媒体を活用する視点も重要
- 一方、コミュニティ内で完結するため日本語が不要と考える人が出てしまうことは危険。災害時など、いざというときのために既存の地域コミュニティとの接続が重要で、そのための日本語習得の必要性も併せて教える必要
- 移住者の第1世代は学習情報の得づらさ、日々の忙しさなどから日本語ができない方が多いため、初期の日本語教育が重要。一方、第2世代は、日本語でコミュニケーションは取れるが、学校での勉強に必要な学習日本語が必要、という状況。第1世代の保護者へのアプローチには学校の活用も有効
- 第2世代は自身にルーツとなる国と日本の両方の文化を持っていて、こうした第2世代こそがグローバル人材ではないか。
- 在留制度が厳しくなり日本で暮らすハードルが上がっている。日本が選ばれ続けるためには、日本語や日本文化・社会に関する学習を強く促しつつ、学習することが当たり前、学習により日本での暮らしがより良くなるという共通認識を形成していくことが必要。一方で、自発的な学習でなければ効果が生まれづらい点には留意
- 強く学習を促す外因的動機と、インセンティブによる内因的動機を組み合わせることが有効
- 日本語ができるとより暮らしやすくなるということを伝えていくために、コミュニティのリーダーや地域の外国人を集め一緒に考えていく会議体の設置は有意義
- 子育てや通訳、病院や行政窓口で実際に関わりのある人から発信してもらうことが入口につながりやすいのではないか。

(2) 学習の継続を促すための機能

- オンラインでの自学習の継続を促すには、人が介在した伴走支援が極めて重要。地域接続の視点からも欠かせない。
- 介在する人材に外国人を起用することは利用者のハードルを下げる点で有効。しっかり対価を支払い持続可能な体制を築くべき。立ち上げ当初はインフルエンサーやコミュニティの代表者などに入ってもらえると集客面で効果的。留学生や学生もよいが時限である点に留意
- 学習の継続には、ゲーム性や娯楽性のような要素が重要。また、日本語ができると得られる機会の発信することも有効
- 日本語学習を軸にした設計ではなく、ライフイベント、ライフサイクルを軸にした設計の方がモチベーションの維持に有用
- ポータルサイトにアクセスされないことには学習が進まないため、日本語学習と関係せずとも、アクセス自体が習慣化するような動機付け（ポイント付与やコンテンツ内のキャラが成長等）の仕組みがつくれるとよい。
- 東京アプリからポータルサイトにアクセスできるようにし、外国人だけでなく日本人にも認識してもらうことが意識醸成の視点から重要。東京ポイントは、最初の段階ではポータルへの登録や日本語学習のビデオ閲覧等を付与対象とし、ハードルを下げるのが重要
- 以前、国や自治体が給付金を配った際、それまで全くリーチできず、所在もつかめていなかった外国人からのアクセス（取得方法の質問等）があり、金銭面がもたらす効果を実感

(3) 地域社会との接続を促すための機能

- 外国籍区民の割合が1割に迫る中、外国人のマナー等に関する苦情が連日寄せられている。単に自学に対して優遇するような見せ方では、日本人の理解は得られない。学習の先で、外国人が地域社会を担う存在になることを目指した取組であることが分かってもらえるような発信の仕方を考える必要
- 多言語対応等の充実が、一方で外国人の学習意欲を削いでしまうジレンマは課題。学習への強い誘導も視野に試行錯誤していく必要
- ごみの捨て方一つ取っても日本と外国では習慣が異なるため、ルールやマナーが設けられている背景、理由をきちんと伝えることが重要。ごみ・音・匂いの三点にきちんと対応できれば、問題の多くは防げる。
- 外国人住民への説明に当たっては、エスニックコミュニティの人物と連携できると、感情面への対応含めて理解促進に有効
- 社会接続の目的のひとつに、アンダーグラウンド化しないような仕組みの構築がある。そのためには、自国のアイデンティティとともに、日本で生活することのアイデンティティを持ってもらうことが重要。例えば、通訳者への同行や学校での支援、初学者への教師役の経験など、意図的な社会参画の仕組みを設計することが有効で、外国人のロールモデル化にもつながる。
- 地域の国際交流協会等が開催する外国人・日本人の交流会等をポータル上で案内していただくとうい。一方で、そうした場には交流したい人しか出てこない側面も。高齢者やコミュニティ内で完結している方などの接続しづらい人に届けるには、町会・自治会や社会福祉協議会、民生委員が機能する仕組みも必要
- ポイント付与をスタンプラリー形式とすることで、外出（地域との接続）を促すインセンティブに。
- 防災訓練は、外国人が地域社会に貢献できる姿を最もイメージしやすい取組
- 国籍関係なく交流を目的としたサークル活動が行える機能があるとよい。
- スポーツは言語や地域を問わず交流できるので、スポーツ推進員と連携し、スポーツを通じたつながりづくりも有効
- 就労支援の側面では、面接対策や給料の高低以上に、日本の商習慣や企業の理解促進、居住地域の魅力や生活のしやすさなどの伝達が重要で、企業や学校と連携した仕組みがつかれるとよい。また、キャリアコンサルタント（国家資格）の活用も有効。社会接続のゴールを見据えた人材活用を検討していく必要
- 最終的には外国ルーツの方々が責任ある社会の一員として、地域を共によくしていきたいと考えてもらうことが共生には不可欠なので、そこにつながる仕組みがつかれるとよい。

目次

0 1	都における在住外国人の状況等	P 3
	（１）都内人口（年次推移、年齢別人数、令和 7 年中の移動者数）	P 3
	（２）国籍・在留資格	P10
	（３）都・国の動向	P18
0 2	議 題 令和 8 年度新規事業の進捗を踏まえた今後の方向性について	P27
	（１）情報発信ルートづくり事業	P29
	（２）情報発信強化事業	P31
	（３）多文化キッズ支援者研修	P33
	（４）外国人のための防災体験ツアー	P36
	（５）地域日本語教育に係る調査	P38
参考	令和 7 年度第 2 回多文化共生推進委員会（主な委員発言）	P50

令和7年度第2回多文化共生推進委員会（概要）

1. 開催日時：令和8年3月5日（金） 14：00～16：00
2. 開催方法：ハイブリッド開催
3. 参加者：12名（五十音順）
エンピ・カンデル委員、大槻 茂実委員、グエン・チュン・タイン委員、久保木 誉延委員、薦田 庸子委員、田村 拓委員、
栢木 典子委員、モハメド・オマル・アブディン委員、矢崎 理恵委員、山浦 育子委員、山脇 啓造委員（委員長）、
吉田 千春委員
※欠席：佐藤 高広委員（副委員長）、富士縄 篤委員、柚井 ウルリカ委員
4. 内容：都における多文化共生社会の推進に向けて

都における多文化共生社会の推進に向けて

<東京都からの説明>

- ・現状分析
- ・これまでの都や国の動き
- ・課題認識
- ・令和8年度主な新規事業
- ・本日の議題
 - 外国人を取り巻く社会の状況や先般発表された国の方向性「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日）等に関して、現在の状況に関する受け止め等について
 - 東京都における令和8年度 新規事業（案）の進め方等について

【資料】



○外国人を取り巻く社会の状況や国の方向性に関する受け止め等について

(賛成・評価)

- 国が本格的に外国人施策に動き出し、秩序やルールの明確化を進めている点は前向きに評価
- 新たな総合的対応策を待ち望んでいた。国・自治体ともに、スピード感を持って対応している点を評価
- 都の国要望では共生を「先頭」に置いたことを評価（東京は共生モデルを社会に示す役割を持つ）
- 秩序ある共生は、地域の安心と外国人の権利保護の基盤として賛成
- 悪質業者排除や制度整理は、外国人に対する社会的イメージの改善につながる
- 日本語教育が、本人だけでなく子ども・家族まで含めて整理された点を高く評価
- 管理強化一辺倒ではなく、共生・適応支援が柱として明記された点を評価

(懸念)

- 国の方針は、秩序・規制が前面に出すぎていることに懸念
- 規制強化のみが強調されると、高度人材・優秀な人材が日本を選ばなくなる可能性
- 秩序は必要だが、規制が行き過ぎると逆効果。「秩序」と「活躍」を両立させる視点が重要
- 国と地方の施策が並行状態で、役割分担や接合の仕組みが見えにくい
- 外国人犯罪を強調する発信は、都民の不安を過度に煽るリスク
- 犯罪統計は粗く扱うべきでなく、犯罪の種類・フェーズ別の分析が必要。定住者か観光客か等、属性別の検証が必要。都民の不安そのものには、真摯に向き合うべき

(要改善)

- 共生は外国人へのルール説明だけでなく、日本人側の理解促進・意識改革が不可欠
- 外国人政策の出発点は労働力不足。就労制度は整ったが、生活者として捉えた視点の強化が必要
- 最優先課題は日本語教育。日本語学級の指導体制強化、母語教育に関する都のガイドライン整備を要望
- 日本語教育が企業任せ・ボランティア任せになっている現状の改善が必要。来日前教育から来日後・地域での学習まで、一体的な設計が必要
- 地域での支援充実と、外国人に対しての漠然とした不安を払拭する広報・発信の取組が重要

○東京都における令和8年度 新規事業（案）の進め方等について

（全体）

- 管理・規制だけでなく、共生・適応支援を重視した施策設計が必要
- 外国人を労働者だけでなく、生活者として捉える視点を新規事業に明確に反映すべき
- 国・都・区市町村が並行的に動くのではなく、東京都がハブとなる連携体制の構築が重要
- 外国人当事者の声を把握し、施策形成に反映する仕組み（ブロードリスニング等）が必要
- 施策の進捗や効果を検証できるよう、目標設定（KPI）とエビデンスに基づく運営が不可欠

（地域日本語教育）

- 日本語教育は社会参画の基盤であり、ボランティア任せから行政主導の体制整備へ転換すべき
- 学校内の日本語支援と、地域日本語教育（オンライン含む）を連動して推進する必要
- 来日前教育（制度理解・生活ルール）と来日後の継続的学習を一体的に設計すべき
- 地域との接点が少ない日本語能力が低い層へのアプローチが課題であり、多様な学習導線の確保が必要
- 事業設計や調査段階から、現場や地域と協働して進めることが重要

(情報発信)

- 行政手続や生活情報について、オンライン申請を含む多言語対応の強化が必要
- SNSだけでなく、実際に使われている媒体やリアルな接点（企業・地域・大使館等）の活用が有効
- 情報の発信元が広く分散しているため、発信情報の一元化が求められる
- 日本のルール説明だけでなく、日本で生活する魅力や前向きなメッセージ発信が重要
- 犯罪や治安に関する情報は、誤解や不安を招かないよう、丁寧な説明が必要

(防災)

- 災害時に確実に届くよう、多言語による防災情報提供の充実が必要
- 防災イベントへの参加促進に加え、地域日本語教室等を活用した防災啓発が効果的
- 物資や制度だけでなく、地域での顔の見える関係づくりが防災の基盤
- 町会・自治会など、既存の地域組織と連携した実践的な取組が重要
- 外国人だけでなく、日本人住民も含めた共通の防災課題として位置づけるべき

(多文化キッズ)

- 日本語を母語としない子供への支援は、新規事業の中でも最優先課題
- 日本語学級や多文化キッズサロン等、学校現場の受入体制が急増に追いついていない
- 学齢超過の生徒や高校進学希望者の受け皿不足への早急な対応が必要
- 親の日本語力・支援不足が子供の教育・体験機会の喪失に直結している
- 母語・継承語を尊重し、安心して学び、相談できる環境整備が重要